

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「成長戦略（2019年）」（2019年6月21日閣議決定）

2018事務年度、「未来投資会議」において、Society5.0の実現、全世代型社会保障への改革、地方施策の強化の3つの観点から成長戦略の策定に向けた検討がなされた。特に、金融庁に関わる施策として、フィンテック、コーポレート・ガバナンス、中小企業・小規模事業者の生産性向上、地域銀行を含む競争政策に関する議論がなされた。下部会合である「構造改革徹底推進会合」や「産官協議会」での議論等も踏まえ、「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（総称：「成長戦略（2019年）」）が策定された（2019年6月21日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照）。

II 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年6月21日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（骨太方針2019）が取りまとめられた（2019年6月21日閣議決定）。金融庁関連の主な施策は以下の通り（抜粋）。

（1）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

経営者保証の取扱いについて「経営者保証に関するガイドライン」の特則策定、後継者の保証を不要とする信用保証制度の創設と保証料負担の最大ゼロまでの軽減を行う。地方創生のための銀行の出資規制の見直しを通じ、円滑な事業承継や地域活性化事業の効果的な支援に資する地域金融機関の強化を進める。

（※詳細については、第3部第9章第6節「金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み」を参照）

（2）共助・共生社会づくり

在留外国人について、[中略]銀行口座を円滑に開設できるよう多言語対応の充実や手続きの明確化等を進めるとともに、マネーロンダリング対策を徹底する。

（※詳細については、第2部第6章第2節「政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み」を参照）

※「第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり」に記載された金融庁関連の施策については、成長戦略（2019年）と重複するため省略。

Ⅲ 「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2018改訂版）」（2018年12月21日閣議決定）

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、2014年12月に、2015年度を初年度とする5カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度必要な見直しを行っている。2018年度においては、「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2018改訂版）」が策定された（2018年12月21日閣議決定）。

また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」が策定された（2019年6月21日閣議決定）。

（※「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2018改訂版）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の金融庁関連の主な施策については、別紙2参照。）

Ⅳ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日閣議決定）

政府のIT戦略として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会を実現することを目指して、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2018年6月15日閣議決定）が改定された（2019年6月14日閣議決定）。2. 金融庁関連の主な施策は以下の通り。

- （1）金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進
- （2）銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）
- （3）事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進
- （4）イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

◆ FinTechの推進等

✓ イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

- 「決済」分野について横断化・柔構造化を図り、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現するため、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る
- 横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進め、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめ
- 暗号資産を巡る課題等に対応し、資金決済法等の一部改正法を着実に施行し、利用者保護を確保するとともに、ルールの明確化など必要な環境整備を推進

✓ FinTechの実用化等イノベーションの推進

- オープンAPIを提供する銀行の数や銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等をフォローアップして必要に応じ公表するとともに、APIを利活用したサービスの好事例の共有等によりAPI連携を推進

✓ 金・商流連携等に向けたインフラの整備

- 2020年までの送金サービスの全面的XML化を実現するため、周知活動や全銀EDIシステムの活用事例の共有等を推進

◆ コーポレート・ガバナンス / 投資促進

✓ コーポレート・ガバナンス

- 投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う

✓ 国民の安定的な資産形成に向けた取組

- 教育現場を含む関係者と連携しながら、金融リテラシー向上に向けた取組を推進
- NISA制度の普及・改善に向けた検討(長期・積立・分散投資を定着させるため、つみたてNISAを積極的に普及)¹

「成長戦略(2019年)」(令和元年6月21日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

✓「顧客本位の業務運営」の確立と定着

- 投資信託等の販売会社の好事例や顧客意識調査の結果等を活用し、金融機関の取組の更なる改善を促進

✓金融・資本市場の利便性向上と活性化

- 総合取引所の実現に必要な環境整備に取り組むとともに、東京証券取引所の市場構造のあり方を検討

◆中小企業・小規模事業者の生産性向上

✓円滑な事業承継の支援

- 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内目途に策定後、速やかに運用開始
- 金融仲介の取組状況を評価するKPI(「事業承継時の保証徴求割合(二重徴求、前経営者のみ、後継者のみ、保証徴求なし)」及び「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」)を設定し、「見える化」を推進

✓地域金融機関による企業支援機能の強化

- 地域企業の生産性向上等に資する適切なアドバイスやファイナンスの提供、経営人材の確保に向けた支援等の取組を促すとともに、地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本人材機構の一層の活用を促進
- 地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限(いわゆる5%ルール)の見直しについて、健全性の確保等に留意しつつ検討

◆地域のインフラ維持と競争政策

✓地域銀行

- 地域における基盤的サービスを維持するため、特例的に経営統合が認められるよう、特例法を設ける
- 10年間の時限措置とし、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る

『『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(2018改訂版)』における
金融庁関連の主な施策(抜粋)

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

② リスク性資金の充実に向けた環境整備

地方に投資を呼び込み、生産性が高く活力に溢れた産業を取り戻すためには、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともに、収益化まで息の長いプロジェクトに十分な資金を供給するため、リスク性資金の充実が重要である。

このため、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、金融機関や支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。

また、リスク性資金の充実を図るため、地域金融機関等が設立する地域ファンドがその役割を十分に果たすことが重要であり、これを促進するため、株式会社日本政策投資銀行(以下「DBJ」という。)、株式会社日本政策金融公庫などの政府系金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構(以下「REVIC」という。)や中小機構等の政府系機関、さらには地域金融機関等が連携し、地域企業に資本性資金を供給する取組を促すとともに、地域の中核企業等の出資ニーズに応えられるよう、中小機構によるファンドへの出資上限額の引上げによる出資機能の強化を図る。

また、証券会社やプライベートエクイティファンド等に対しても、それぞれの機能をいかした取組を促す。

さらに、中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、官民の金融に関わるプレイヤーが、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給パターンを数多く作り上げていくよう促す。

④ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援、人材確保等

都道府県が地域の支援機関をネットワーク化し、事業承継診断を通じて、経営者に早期・計画的な事業承継の気付きの機会を与えるプッシュ型の支援を行う。さらに、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対する事業引継ぎ支援センターの相談対応・マッチング支援を一層強化するとともに、事業引継ぎ支援センターと「地域おこし協力隊」、「プロフェッショナル人材戦略拠点」が連携して外部の経営人材をマッチングするモデル事業に取り組む。さらに、第三者への事業引継ぎ支援を強化するため、中小機構の事業引継ぎ支援データベースへの参画を金融機関や民間仲介業者等に対しても促し、全国大のデータベースを構築する。また、地域特性に応じて、地方公共団体が事業承継の先導的な取組を進める場合に、地方創生推進交付金等により積極的に支援する。事業承継ニーズを抱える中小企業・小規模事業者を取引先とする地域金融機関に対しては、事業引継ぎ支援センターと一層積極的に協力するよう求めていく。

H 総合的な支援体制の改善

② 地域企業を応援するためのパッケージとなるような施策の実施

(1)-(ア)の関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める。

具体的には、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決や生業的な分野¹を含む多様な事業者の起業・持続的な発展に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。この際、支援策については、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、地方公共団体への更なる周知を図る。

なお、このような観点から、金融機関等の地域企業を支援する取組をモニタリングするとともに、地方創生に資する特徴的な取組事例を表彰し公表する。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」における 金融庁関連の主な施策（抜粋）

V. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(1) 強靱な地域経済社会システムの確立と地域への人材展開の強化

◎地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化

地域商社に対する銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の規制改革を進めることで、地域金融機関による地域商社事業への資金供給の環境整備を図る。

◎「地域人材支援戦略パッケージ」による新たな経営人材還流の促進

「地域人材支援戦略パッケージ」に集中的に取り組み、地域の中堅・中小企業の経営課題解決に必要な人材マッチングを抜本的に強化する。具体的には、人材支援に関する基盤的事業として、各道府県に設置している「プロフェッショナル人材戦略拠点」における経営相談体制の強化等により、地域企業等の即戦力人材ニーズを掘り起こし、副業・兼業による対応を含めた最適なソリューションを提供する。これに加え、地域金融機関等のノウハウを活用した地域企業に対する経営支援と人材ニーズの発掘を行う先導的な事業の検討を行う

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

◎地方創生 SDGs 金融の推進

SDGs の達成に取り組む企業の非財務的価値や ESG（環境・社会・ガバナンス）要素等も評価し、金融市場から資金流入を通じて成長を支援する「SDGs 金融」を進める。あわせて、資金の流れを地域事業者や地域経済に還流させ、地方創生につながる「地方創生 SDGs 金融」の先進的取組事例の調査・検討や、その普及展開を図る。

¹ 家族従事者に依存している個人商店等に見られる、家計を維持することを主に目的とする経営で成り立つ事業分野。

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取り組み（別紙1～2参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（金融庁関連箇所抜粋）

平成30年12月25日

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の整備等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上など、外国人が安心して医療サービス等を受けられる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行客を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

(略)

- 訪日外国人観光客が、予期せぬ病気や怪我の際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行客自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

[観光庁、金融庁、法務省、外務省]

(略)

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

(略)

【具体的施策】

- 全ての金融機関において、特定技能の在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当たっての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う。
- こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。
[金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省]
- 受入れ企業は特定技能の在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。 [法務省]

(以下略)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について (金融庁関連箇所抜粋)

令和元年6月18日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議幹事会

2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(3) 生活サービス環境の改善等

○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備【新規】

外国人が、金融機関において、円滑に口座を開設できるよう、やさしい日本語を含む14か国語による多言語対応の充実や手続の明確化等の取組を進める。また、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策の観点から、在留カードを利用するなどして、金融機関が外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理できるようにしたり、口座売買などの犯罪に関与した場合は上陸拒否や国外退去となり得る旨を周知するほか、外国人に対し出国に際して口座の解約を促したりするため、外国人向けパンフレット及び受入れ機関向けパンフレットの作成や、金融機関向けの取組事例集による周知、口座利用の制限や解約の要件を明確化するための普通預金規定の整備等の措置を講じる。あわせて、外国人が無免許・無登録の金融機関を利用しないよう周知する。〔金融庁〕《関連施策番号43、44》

第3節 金融に関する税制

平成31年度税制改正要望にあたり、

- ・ 家計の安定的な資産形成の実現
- ・ 金融のグローバル化への対応
- ・ その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成31年度税制改正大綱（2018年12月21日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（別紙1参照）。主要項目は以下のとおり。

1. NISAの利便性向上

NISA口座保有者（一般NISA、つみたてNISA）が海外転勤等により一時的に出国する場合、既にNISA口座で保有している商品は課税口座に払い出され、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品はNISA口座に戻す（移管する）ことはできなかったが、一時的に出国される場合においても、引き続きNISA口座の保有を可能とする（最長5年）措置が講じられた。

2. 過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応

過大支払利子税制は、企業が関連者に対して、過大な利子を支払うことにより税負担を圧縮する租税回避を防止する観点から、過大と認められる利子部分を損金不算入（課税）とする制度である。OECDのBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）プロジェクトの最終報告書（2015年公表）の勧告を踏まえた見直しが行われたが、我が国の金融マーケットへの影響に配慮して、下記2点の措置が併せて講じられた。

- ①対象となる支払利子の範囲から、利子の受領者において我が国の課税対象所得に含まれる支払利子（国内金融機関からの借入れに係る利子等）を除外。
- ②（持株会社への配慮として、）50%超の資本関係のある内国法人グループ全体（持株会社と子会社等）で調整所得金額を計算。

3. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長

損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大しており、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準である。巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐えうる、十分な残高の確保・維持が必要不可欠なため、火災保険等に係る特例積立率を6%（現行5%）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する措置が講じられた。

平成31年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成30年12月
金融庁



1. 家計の安定的な資産形成の実現

◆ NISA制度の恒久化 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- NISA制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成のツールとして広く定着しつつあるが、時限措置であるため、制度の持続性の確保を求める声が多い。

※1 口座数:約1,197万件、買付額:約14.5兆円(一般・つみたての合計、2018年6月末時点)

※2 「一般NISA」等は2023年まで、「つみたてNISA」は2037年までの時限措置

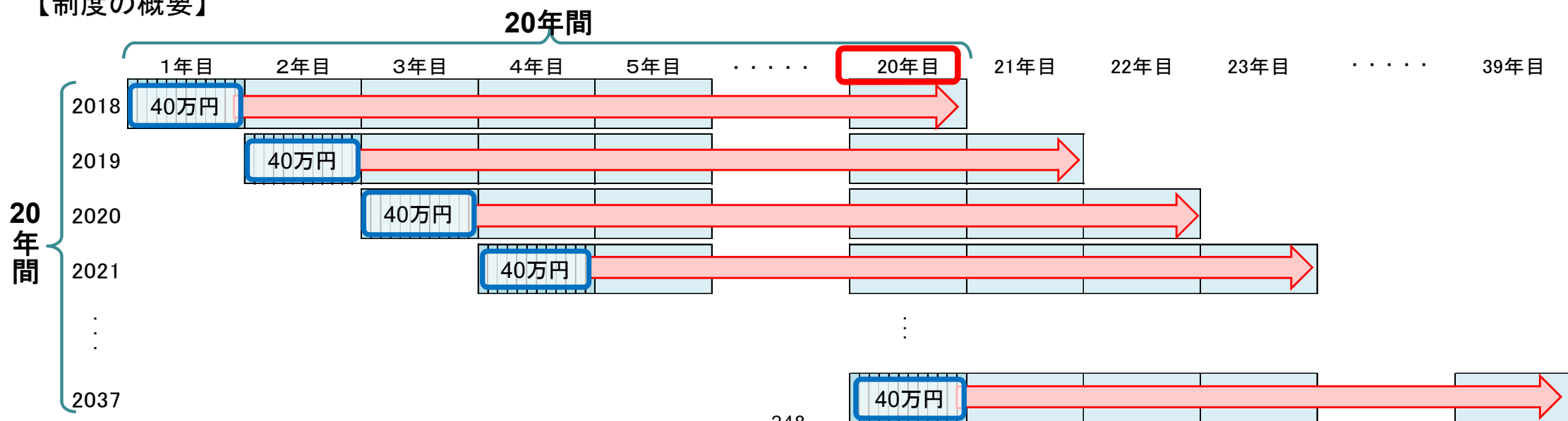
- 特に、「つみたてNISA」については、本年から投資を開始する人は20年間のつみたて期間が確保できる一方、来年以降は、つみたて期間が一年ずつ縮減し、長期の積立投資を奨励する制度であるにもかかわらず、20年のつみたて期間が確保されない。

【大綱の概要(検討事項)】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

【制度の概要】



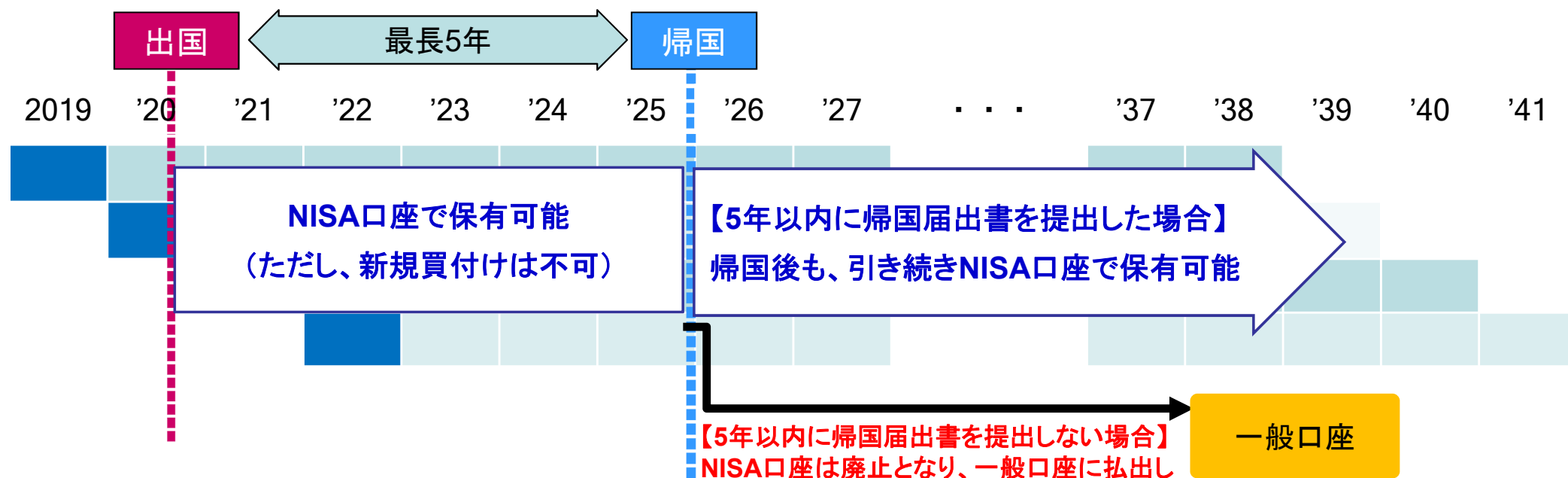
◆ NISA口座保有者の出国に伴う対応 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- NISA口座保有者（一般NISA、つみたてNISA）が海外転勤等により一時的に出国する場合、既にNISA口座で保有している商品は課税口座に払い出されることになる。また、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品は、NISA口座に戻す（移管する）ことはできない。

【大綱の概要】

- 海外転勤等により一時的に出国する場合においても、引き続きNISA口座での保有を可能とする（最長5年）。
（注1） 出国により非居住者となっている間の新たな買付けはできない。
（注2） 帰国の際には届出書の提出が必要。



◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)〔金融庁主担、農水省・経産省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(検討事項)】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び恒久化 [文科省主担、金融庁が共同要望]

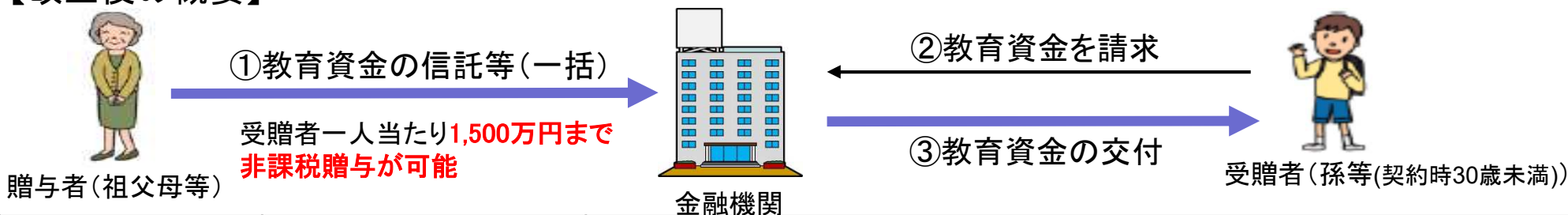
【現状及び問題点】

- 世代間の資産移転を後押しし、贈与された資金が教育資金として有効に活用される仕組みとして、教育資金一括贈与の特例が平成25年4月より導入。本特例は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
- 他方、依然として個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重している中、子育て世代の教育費負担は重く、特例の継続(恒久化)を求める声が多い。
- また、金融機関から教育資金を払い出す際に、少額であっても、教育目的であることを証明できる領収証の提出が求められることが利用促進を阻害しているため、事務手続の簡素化を求める声がある。

【大綱の概要】

- 2019年3月末までの時限措置とされている本特例を、2021年3月末まで2年延長する。
- その際、制度趣旨を踏まえ、贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円超である場合には適用除外とするなど、一定の見直しを行う。

【改正後の概要】



	見直し前	見直し後
受贈者の所得要件	なし	贈与時に合計所得金額が1,000万円以下
教育資金の範囲	年齢を問わず一律に設定	23歳以上は学校等に支払われる費用等に限定(スポーツジム費用等は対象外)
贈与者死亡時の未使用残高	相続財産に加算されない	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練を受けている場合、のいずれかに該当する場合を除き、相続財産に加算
教育資金契約の終了事由	30歳到達時	30歳到達時において現に在学している受贈者については、在学期間終了時又は40歳到達時のいずれか早い日まで適用可能

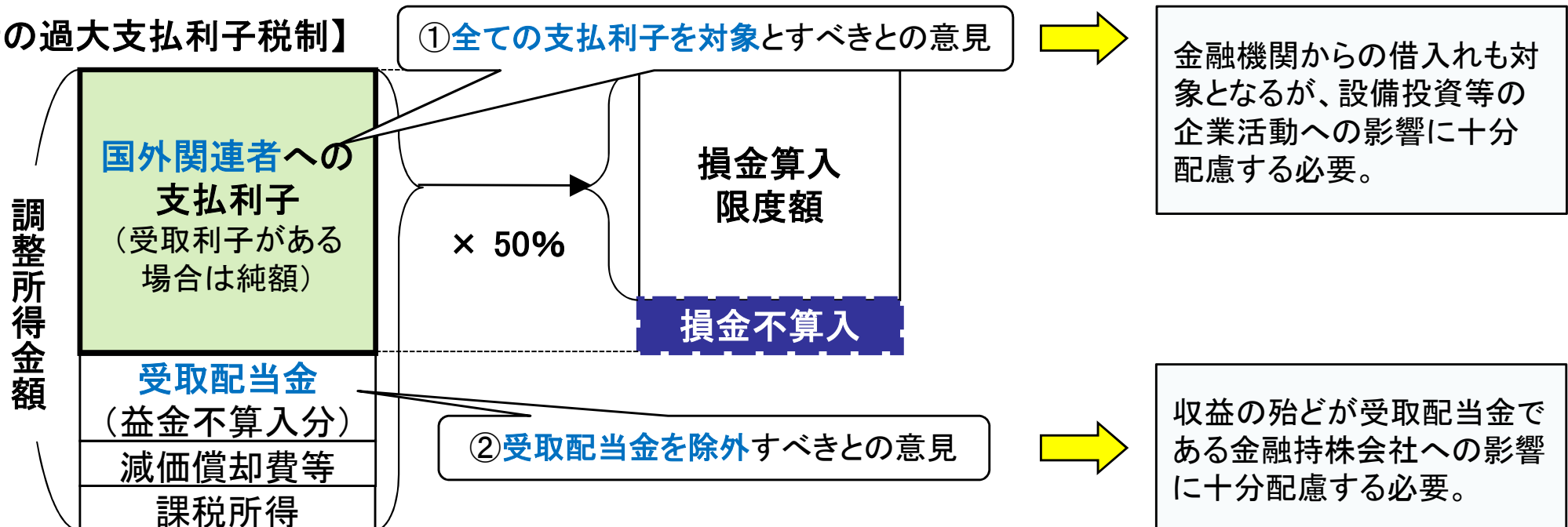
2. 金融のグローバル化への対応

◆ 過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応 [金融庁]

【現状及び問題点】

- **過大支払利子税制**は、企業が関連者に対して過大な利子を支払うことにより税負担を圧縮する租税回避を防止する観点から、過大と認められる利子部分を損金不算入（課税）とする制度。
- 2015年、OECDは、**BEPS** (Base Erosion and Profit Shifting) **プロジェクト**に関する最終報告書を公表。過大支払利子税制についてもコモン・アプローチを示しているところ。
- 今後、我が国において、多国籍企業による租税回避の防止という(BEPSの)観点から、過大支払利子税制の見直しを行う場合に、**金融マーケットへの影響**も十分考慮する必要。

【現行の過大支払利子税制】



【大綱の概要】

- 対象となる支払利子の範囲から、利子の受領者において我が国の課税対象所得に含まれる支払利子（国内金融機関からの借入れに係る利子等）を除外する。
- （持株会社への配慮として、）50%超の資本関係のある内国法人グループ全体（持株会社と子会社等）で調整所得金額を計算する。

◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)に係る所要の措置 [金融庁]

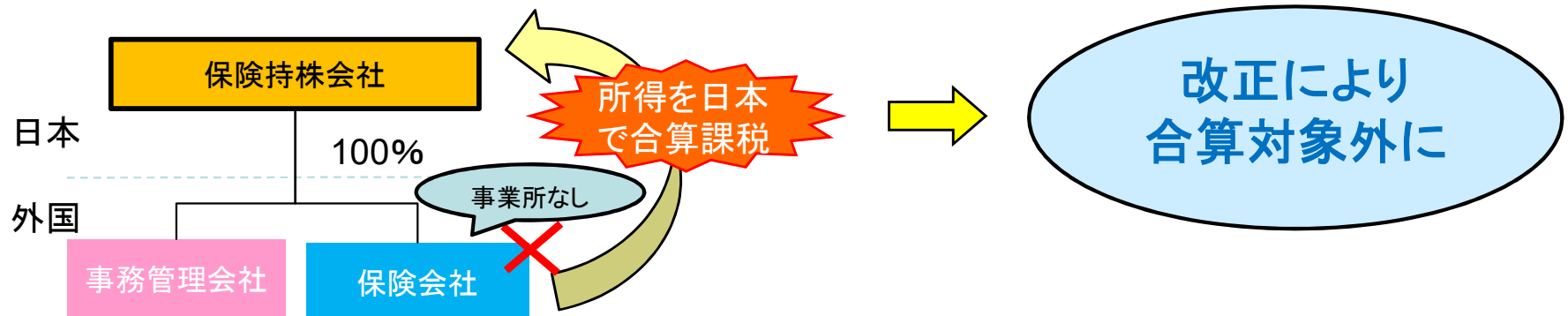
【現状及び問題点】

- 外国子会社合算税制(CFC税制)とは、軽課税地国に所在する外国子会社等(CFC)を用いた租税回避行為を防止する観点から、一定の外国子会社等の所得を合算して、日本で課税する制度。
- 平成29年度税制改正において、現地に事業所等がない場合は合算対象となる改正がなされたが、実質的に現地で事業(保険)を営んでいると認められる場合には、競争上不利にならないよう合算課税の対象から除外される措置がなされているところ。
- しかしながら、実質的に現地で事業(保険)を営んでおり、租税回避目的がないにもかかわらず、未だ措置の対象にならない場合があり、早期是正を望む声がある。

※2018年度より、米国において法人税率が35%から21%へと大幅な引き下げが行われ、特に問題が顕在化

【大綱の概要】

- 外国子会社合算税制における保険委託者特例の見直しを行い、競争上不利とならないよう、一定の要件を満たす保険持株会社の外国子会社の所得を合算対象外とする。



実質的に保険業を営んでいるが保険持株会社の傘下の外国法人の場合、合算の対象

◆ クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の拡充及び恒久化又は延長

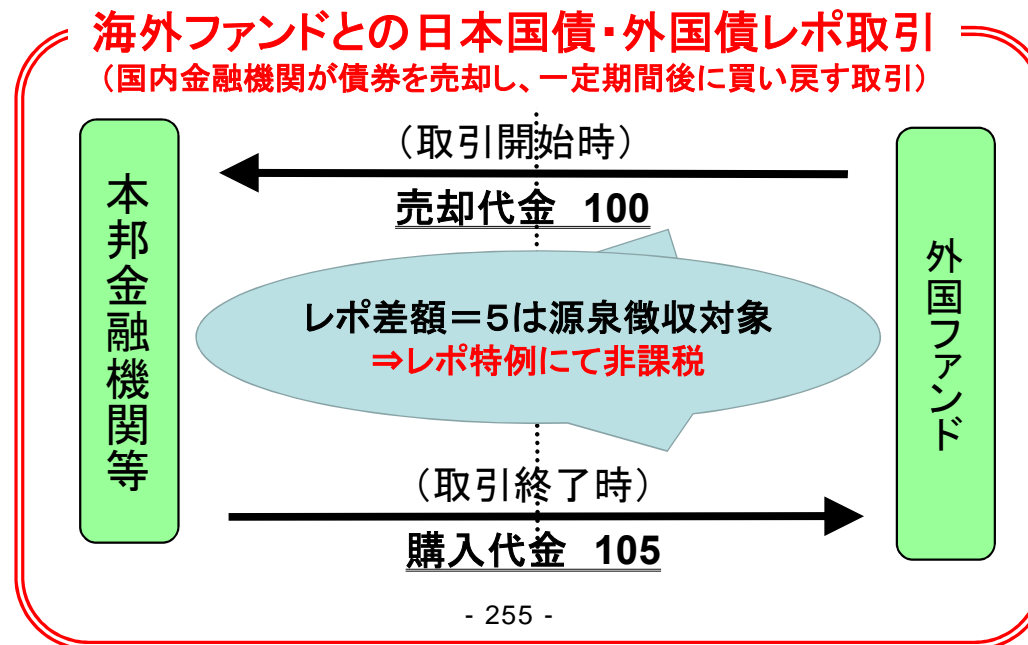
[金融庁主担、財務省が共同要望]

【現状及び問題点】

- クロスボーダーのレポ取引(本邦金融機関が外国金融機関に債券を売却し、一定期間後に買戻す取引)については、そのレポ差額について、非課税(レポ特例)とされている。
- 平成29年度税制改正により、**外国ファンド**との間のレポ取引についても非課税措置の対象と認められた(2年間の時限措置、日本国債レポのみが対象)。
- 一方、外国債券を対象とするレポ取引については特例の対象外となっており、**本邦金融機関は、国際的な短期マーケットにおいて外貨流動性の主要な出し手である外国ファンドと、直接取引することが難しい状況。**

【大綱の概要】

- 海外ファンドが国内金融機関等と行う日本国債レポ取引について、受け取る利子等を非課税とする措置を2年間延長する。
- 本措置の適用対象を外国債券(米、ユーロ圏、英、豪州の国債等)へ拡充する。



3. その他の重要項目

◆生命保険料控除制度の拡充 [金融庁]

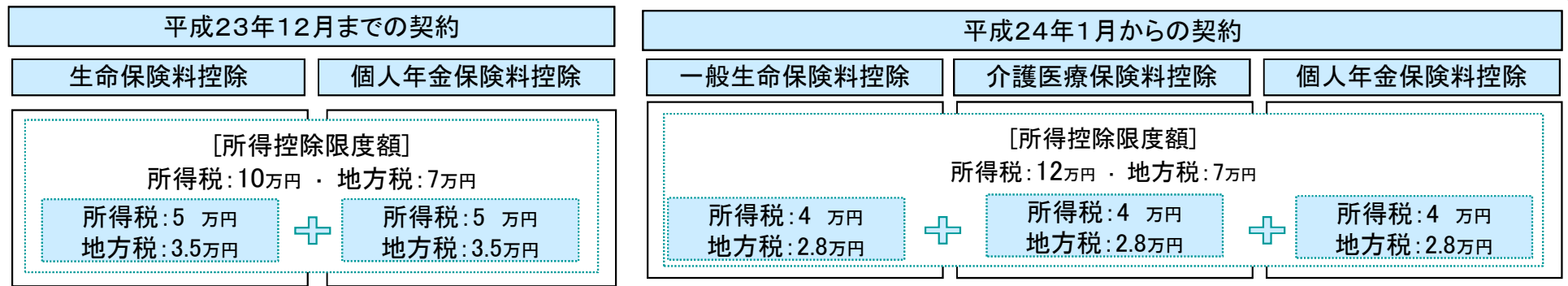
【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。
- 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

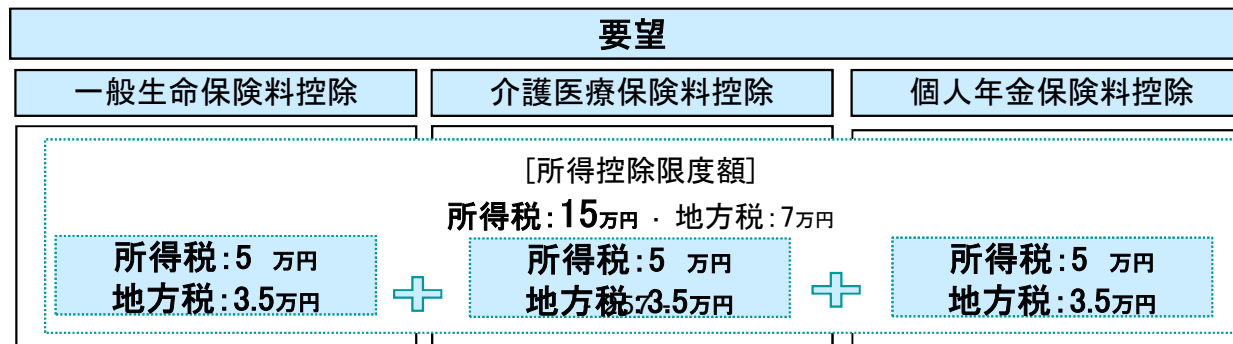
【大綱の概要(検討事項)】

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。(中略)こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

【現行制度】



【要望する制度】



◆火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- 損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大⇒ 異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準。
- 巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐える、十分な残高の確保・維持が必要不可欠。

【大綱の概要】

- 火災保険等に係る特例積立率を6%（現行5%）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。

現行

改正後

洗替保証率（現在30%）を超えて積立を行う場合は、本則2%の積立率を適用

30%

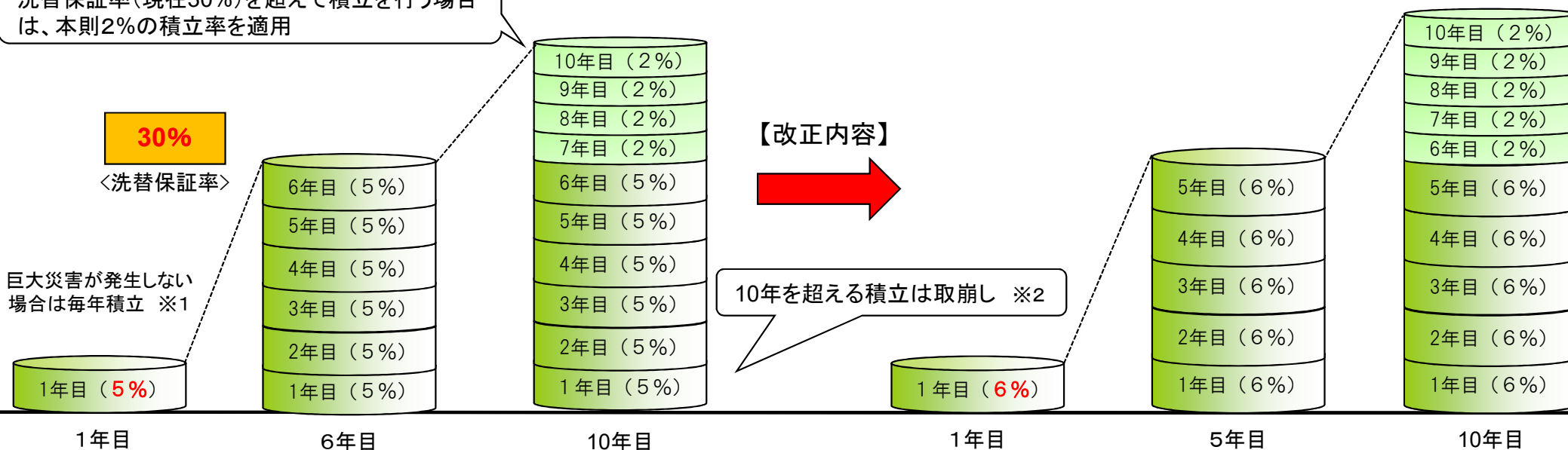
〈洗替保証率〉

巨大自然災害が発生しない場合は毎年積立 ※1

【改正内容】

10年を超える積立は取崩し ※2

積立率6%（経過措置分4%）に上げたうえ延長



※1 支払保険金の総額が正味収入保険料の50%を超える場合、当該超過額を取崩しで支払いに充てる。

※2 ただし、残高が30%に達するまでは取崩し不要。

4. その他の要望項目

◆ 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の延長 〔金融庁〕

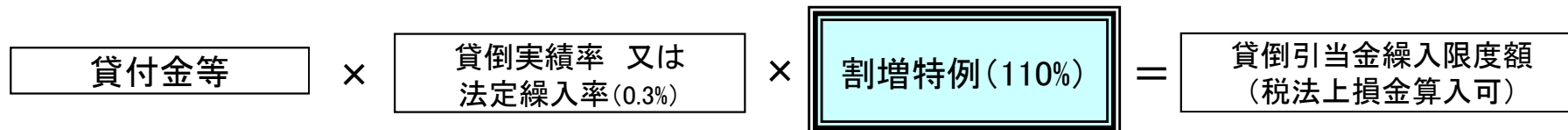
【現状】

- 協同組織金融機関の取引先の太宗は中小企業及び個人であり、これらの者は相対的に経営体力が弱く、景気の変動等の影響を受けやすいなど、必ずしも経営面で安定していない。
- 一方、協同組織金融機関は、銀行と異なり、課税後の利益の積上げ以外には、自己資本を充実させる手段が乏しい。
- このため、協同組織金融機関の内部留保の充実をとおして、中小企業及び個人への金融仲介機能を果たすという基本的な役割を全うするための措置として、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置が認められている。
⇒ 平成31年3月末で期限切れ

【大綱の概要】

- 貸倒引当金繰入限度額の割増特例については、廃止（ただし、経過措置として、割増率を年2%ずつ段階的に引き下げていくこととする。）。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の算出方法



廃止（割増率を年2%ずつ段階的に縮小）

◆ 日本版スクークに係る非課税措置の延長 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

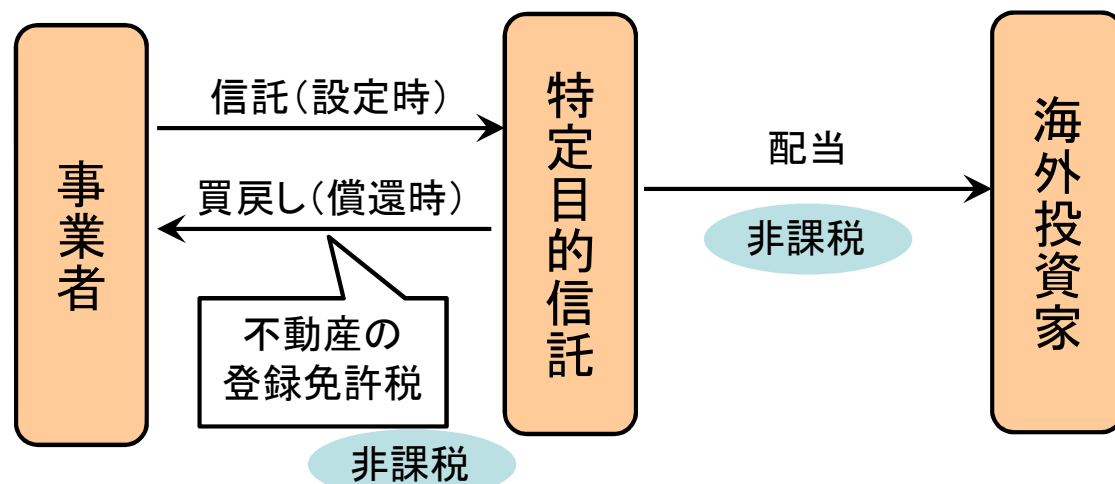
- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スクーク）に関する税制（日本版スクークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23年度の税制改正によって措置された。
- 日本版スクークの発行を促し、イスラム・マネーを我が国に呼び込み日本市場の活性化を図るとともに、イスラム金融・文化に対する理解を内外に示す観点から、これらの非課税措置の継続が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は平成31年3月末とされている。

【大綱の概要】

- 日本版スクークに係る非課税措置を3年延長する。

【現行】

＜日本版スクークに係る非課税措置＞
（平成31年3月末まで）



【要望結果】

登録免許税及び配当に係る
非課税措置の延長

◆ 特定口座の利便性向上 [金融庁]

【現状及び問題点】

- 中長期の業績向上に向けたインセンティブを付与することを目的に上場会社の役職員等に付与される事後交付型の株式報酬については、平成29年4月以降、損金算入が可能となったことにより、導入する企業が増加。
- 一方、事後交付型の株式報酬について、現行では一般口座で保有することしかできない。

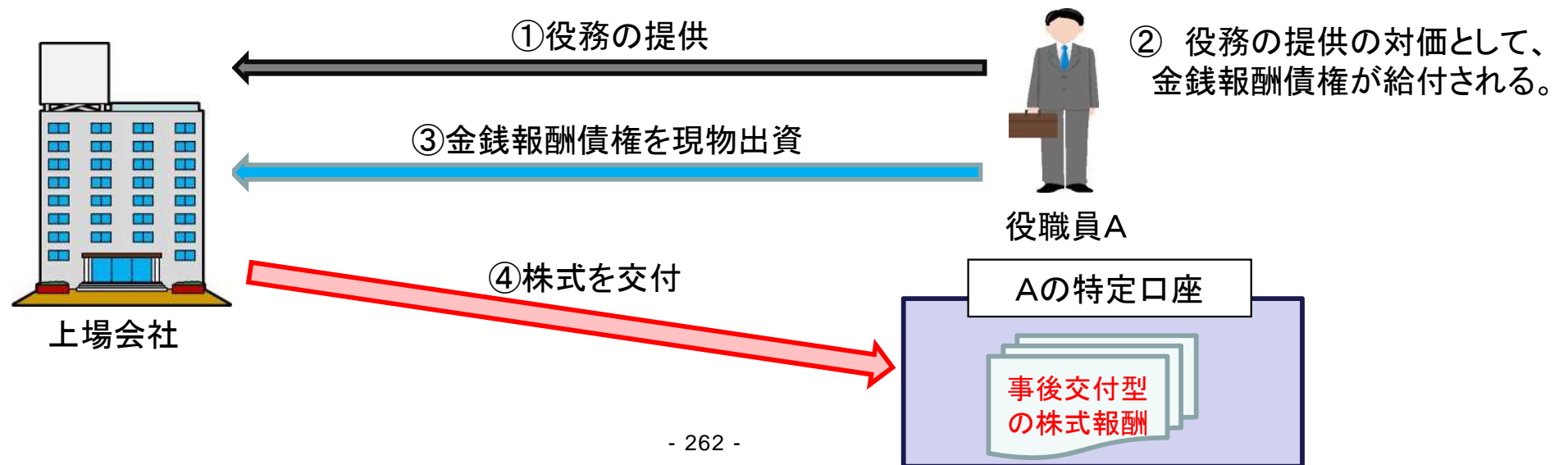
(※)事後交付型の株式報酬:事前に交付する株式数を確定した上で、一定の職務執行期間が終了した後に交付される株式(いわゆる「事後交付型リストラクテッド・ストック」)や、一定の業績連動期間が終了した後に、その間の業績等に応じて交付される株式(いわゆる「パフォーマンス・シェア」)

(※)事後交付型の株式報酬の導入企業:26社(平成30年6月30日時点)

(※)一般口座では、取得価額等は管理されず、顧客自身が自らの計算で「年間取引報告書」を作成し、確定申告する必要。

【大綱の概要】

- 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、事後交付型の株式報酬として交付される上場株式等を加える。



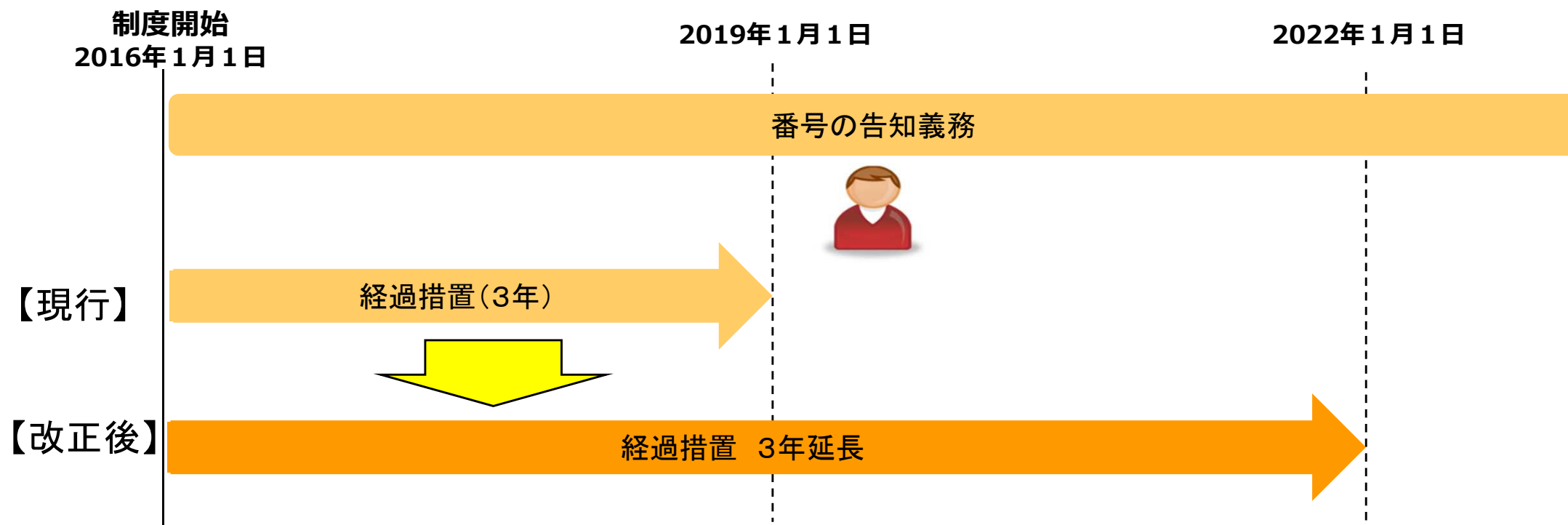
◆ 番号の告知に関する所要の措置 [金融庁]

【現状及び問題点】

- 2016年1月1日より前に証券口座を開設した顧客に係るマイナンバー告知義務について、同日から3年の経過措置が規定されているところ、証券会社等から求めを行っているにもかかわらず、マイナンバー取得割合は、41.4%(2018年6月末)にとどまっており、経過措置期間内の取得が困難な状況。

【大綱の概要】

- 2016年1月1日より前に証券口座を開設した顧客に係るマイナンバーの告知期限を、3年間延長する。



第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

政府においては、2018 事務年度も、「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会及び5つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、「規制改革推進に関する第4次答申」(2018年11月19日)、「規制改革に関する第5次答申」(2019年6月6日)を踏まえ、「農林」「水産」「医療・介護」「保育・雇用」「投資等」「その他の重要課題」及び「行政手続コストの削減」の各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定された(2019年6月21日閣議決定、以下「2019年実施計画」という)。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

2. 2018 事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 「2018年実施計画」(2018年6月15日閣議決定)に盛り込まれた規制の見直し

- ・ 融資型クラウドファンディング(貸付型クラウドファンディング、P2Pレンディング、ソーシャルレンディングとも呼ばれる。)については、これまで貸付先の匿名化等が行われてきたが、投資者が貸付先に接触しない等の一定の措置を講じることで、貸付先の情報開示が可能となる解釈を公表した。
- ・ 金融商品取引業者等が、その業務の内容について広告等を行う場合、当該業務の内容に関連する協会の名称の記載のみを義務付け対象とすべく、金融商品取引業者等に関する内閣府令の改正を行い、2019年6月5日から施行した。
- ・ 貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関し、金融機関の自己資本比率の算定上、貿易関連偶発債務に関わらず、「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」を残存期間の下限の適用対象外とすべく、告示(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等)の改正を行い、2019年3月31日から施行した。
- ・ 認定経営革新等支援機関における行政手続に関し、申請者の負担軽減のため、2018年7月に、一定の条件を満たす場合には、申請の際に役員構成の記載を省略できるよう手続の簡素化を行った。また、従たる事務所の所在地等の変更について、書面での届出を不要とし、電子メールでの届出を認めることとした。

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・特定銀行代理業者等や当座預金業務を営む銀行等の休日に係る規制につき、銀行法施行令の一部改正を行った（2018年8月15日公布、同年8月16日施行）。
- ・労務の対価として一定期間の譲渡を制限した株式（譲渡制限付株式）を交付する場合は、（1）交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、（2）発行する株式の譲渡についての制限に係る期間が設けられていることを条件に、有価証券報告書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とするための金融商品取引法施行令等の改正を行った（2019年6月21日公布、同年7月1日施行）。
- ・金融再生法等における開示債権と、銀行法等におけるリスク管理債権を一本化するため、銀行法施行規則等の改正案に係るパブリックコメントを実施した（2019年5月）。

3. 2019 事務年度に取り組む規制・制度改革事項

「2019年実施計画」に盛り込まれた以下の事項について、検討を行うこととしている。

(1) 投資等分野

①フィンテックによる多様な金融サービスの提供

- ・資金移動業者の口座への貸金支払
- ・資金移動業の送金上限
- ・前払式支払手段の払戻し
- ・中小零細企業の資金調達の多様化
- ・本人確認手続の効率化

②地方創生のための銀行の出資規制見直し

(2) その他重要課題

- ・総合取引所の実現
- ・各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

また、規制改革ホットラインに寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

2. 本制度の実績

2018 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としては、事業所管省庁からのグレーゾーン解消制度に基づく照会 2 件（①金融機関による太陽光発電事業に係る顧客の紹介、②給与前払いサービス）に対応し、回答を公表した。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況

1. コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み（別紙1参照）

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、フォローアップ会議という）が設置され、2017年5月には、スチュワードシップ・コードを改訂した。また、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定が行われた。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況（別紙2参照）

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。

- ① 独立社外取締役を2名以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において9割を超える。
- ② 女性取締役を選任している上場会社は、JPX日経400において5割を超える。
- ③ 個別の議決権行使結果の公表を実施する機関投資家が大きく増加している。
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明している企業年金は19基金に増加している。（2018年以降、新たに12基金が受入れを表明）

II コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（4））の公表について（別紙3、4参照）

2018年11月より、フォローアップ会議において、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえた、機関投資家及び企業の取組状況の検証を行った。その中で、更なる課題として、企業側について、委員構成等により必ずしも指名委員会・報酬委員会の機能が十分発揮されていない例や、企業年金資産に占める政策保有株式が過大となっている例等について指

摘がなされた。また、投資家側についても、企業との対話の中身が依然として形式的なものに留まっている例や、自らの説明責任を果たすことに必ずしも積極的でない例等について指摘がなされた。

こうした議論を踏まえ、2019年4月に、コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（4））を取りまとめた。本意見書においては、足下の課題を踏まえたスチュワードシップ・コードの更なる改訂及びコーポレートガバナンス・コードの残された課題について、フォローアップ会議としての検討の方向性を示している。

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

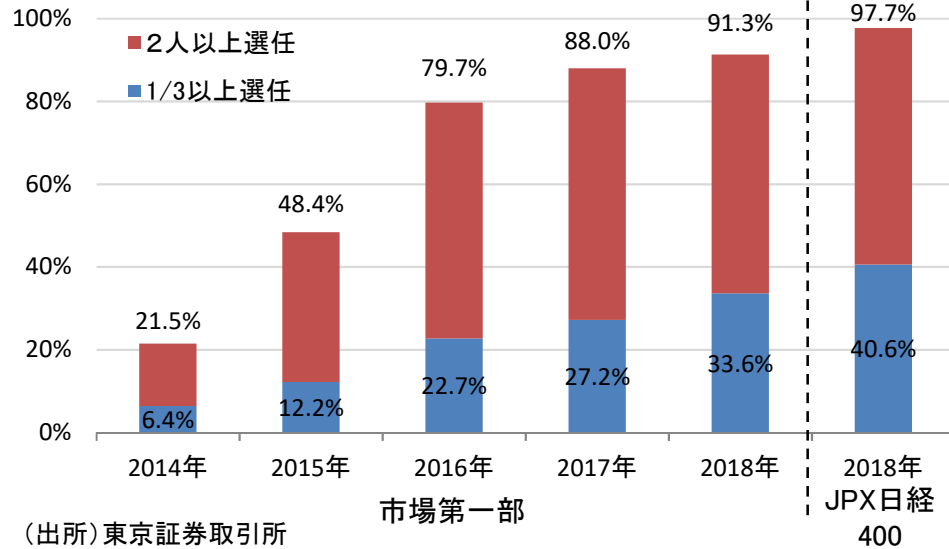
(別紙1)

- 2013年 6月 **「日本再興戦略」**
機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
- 2014年 2月 **スチュワードシップ・コード策定**
- 6月 **「日本再興戦略」改訂2014**
上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
- 2015年 6月 **コーポレートガバナンス・コード適用開始**
- 「日本再興戦略」改訂2015**
両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
- 8月 **「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」設置**
- 2016年 6月 **「日本再興戦略 2016」**
コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。
そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
- 2017年 5月 **改訂版スチュワードシップ・コード公表**
- 6月 **「未来投資戦略 2017」**
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
- 12月 **「新しい経済政策パッケージ」**
投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- 2018年 6月 **改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**
- 「未来投資戦略 2018」**
環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEO の選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
- 2019年 6月 **「成長戦略(2019年)」**
投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。

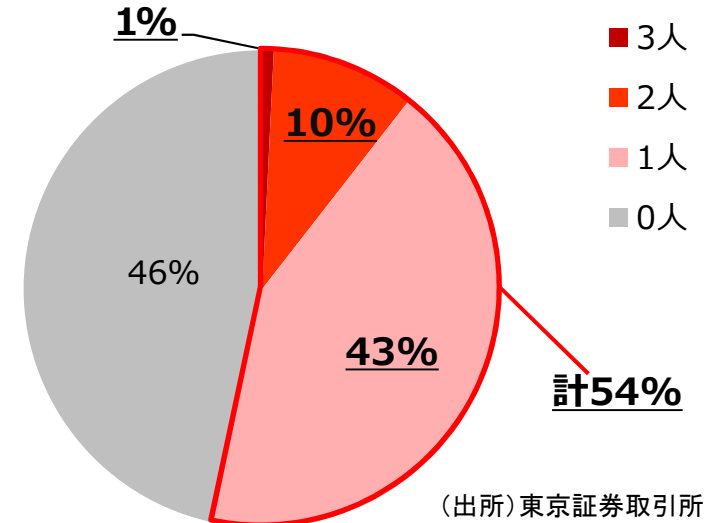
コーポレートガバナンス改革の進捗状況

(別紙2)

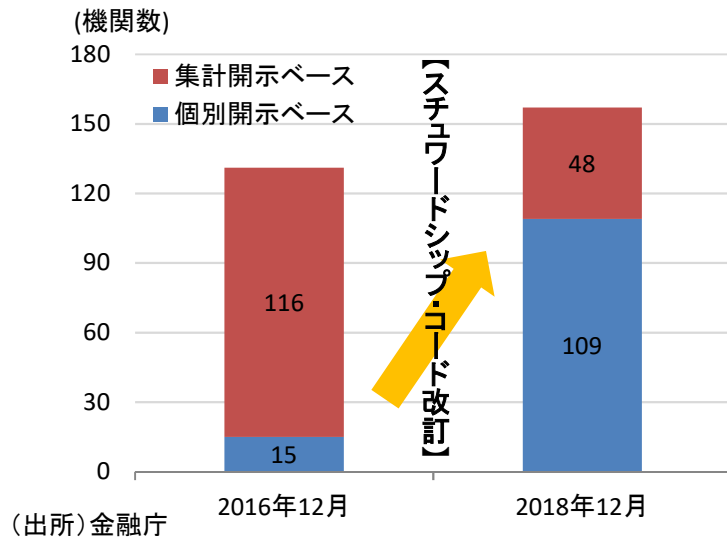
独立社外取締役を選任する 上場会社(市場第一部)の比率推移



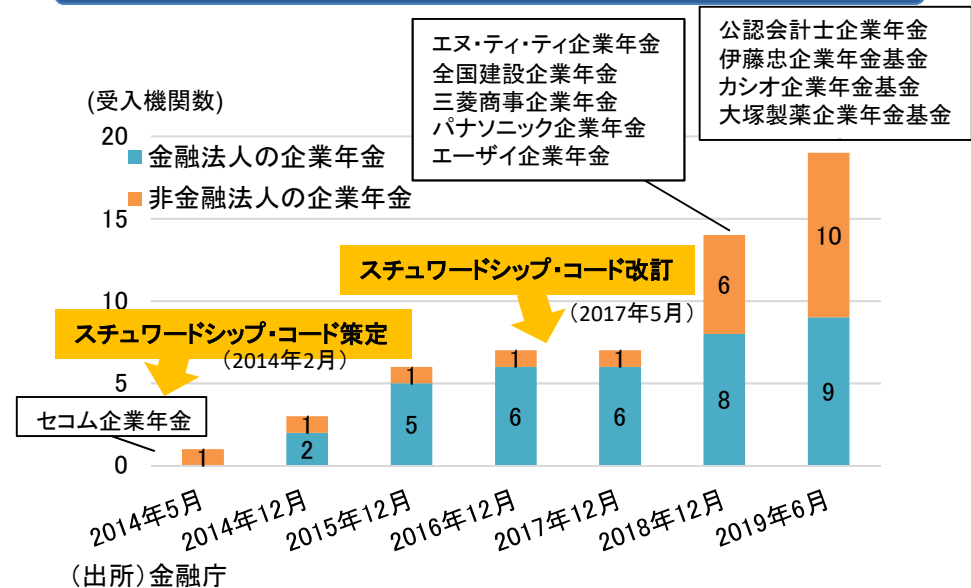
女性取締役を選任する上場会社(JPX日経400) (2018年12月時点)



機関投資家による議決権行使結果の公表状況 (2018年12月時点)

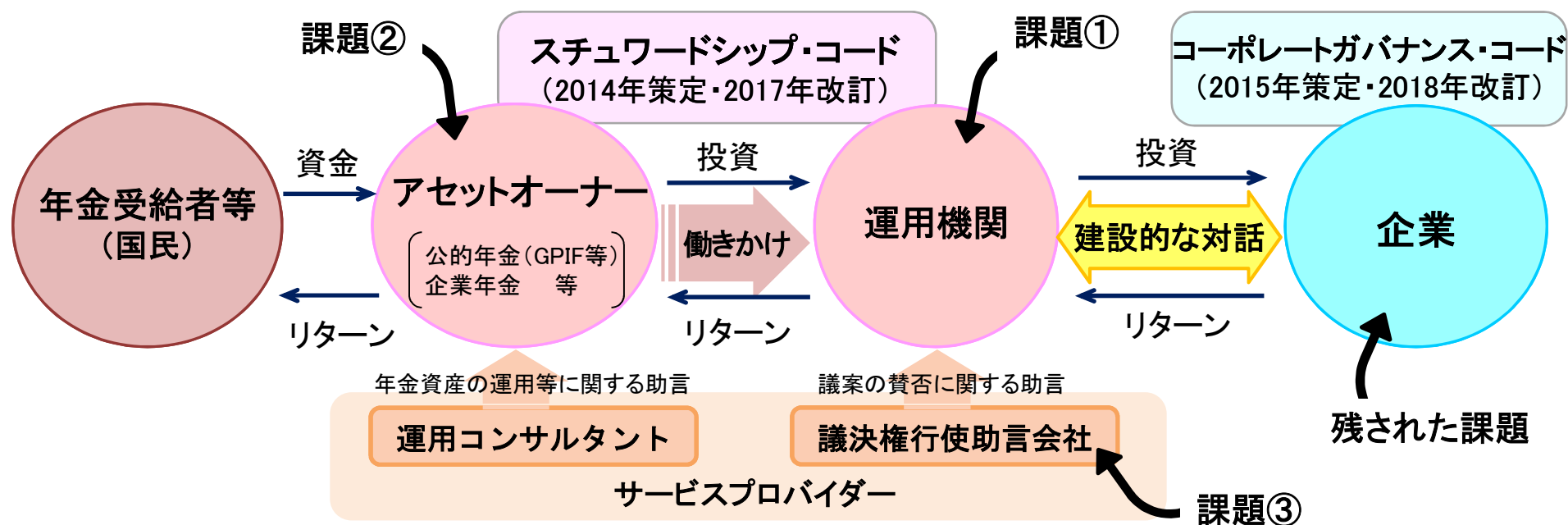


企業年金によるスチュワードシップ・コード受入れ



コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性 (別紙3)
 -「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(4)-

- コーポレートガバナンス改革の更なる推進のため、フォローアップ会議において、
- ・足下の課題を踏まえた**ステewardシップ・コードの改訂の方向性**
 - ・コーポレートガバナンス改革において**残された課題**
- を盛り込んだ意見書を取りまとめ(2019年4月24日公表)。



○ステewardシップ・コード

- 課題① 運用機関**: 議決権行使の理由の説明など対話の活動についての開示が不十分
- 課題② アセットオーナー**: 企業年金のステewardシップ活動の範囲の理解が不十分
- 課題③ 議決権行使助言会社**: 助言の策定に必要な体制整備や企業との意見交換が不十分

○コーポレートガバナンス・コードの残された課題: **監査**の信頼性確保、**グループガバナンス**

コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性

-「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(4)-

検討課題	ステュワードシップ・コードの更なる改訂に向けた方向性 ／コーポレートガバナンスに関する今後の検討の方向性
<p>運用機関 議決権行使の理由の説明など対話の活動についての開示が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設的な対話の促進に向け、運用機関に対し、個別の議決権行使における「賛否の理由」や、「企業との対話の活動」に関する説明・情報提供の充実を促す
<p>アセットオーナー 企業年金のステュワードシップ活動の範囲の理解が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> インベストメント・チェーンの機能発揮を促すため、経済界をはじめとする幅広いステークホルダーと連携しながら、企業年金のステュワードシップ活動を後押し
<p>議決権行使助言会社 助言の策定に必要な体制整備や企業との意見交換が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設的な対話に資する議決権行使の実現に向け、助言会社に対し、十分かつ適切な体制の整備と助言策定プロセスの具体的な公表や企業との意見交換の実施を促す
<p>運用コンサルタント ステュワードシップ活動の意義に対する認識が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> アセットオーナーのステュワードシップ活動の実質化に向け、運用コンサルタントに対し、利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明の実施を促す
<p>監査の信頼性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門が、独立社外取締役を含む取締役会・監査委員会や監査役会などに対しても直接報告を行うことを促す
<p>グループガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場子会社等のガバナンスの問題をはじめとするグループガバナンスの議論を踏まえ、一般株主保護の観点からグループガバナンスの在り方に関する検討を推進

平成31年4月24日

コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」
意見書（4）

I. はじめに

コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向け、2017年5月にスチュワードシップ・コードの改訂が、2018年6月にはコーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定がそれぞれ行われた。足下では、多くの機関投資家において個別の議決権行使結果の公表が進んでいるほか、複数の独立社外取締役を選任する企業が9割を超えるなど企業の取組みにも着実な進捗が見られる。

2018年11月より、フォローアップ会議においては、改革の実効性を高めるため、両コード改訂等を踏まえた機関投資家と企業双方の取組みについて検証を行った。その一環として実施した海外機関投資家との意見交換においては、企業の利益追求と密接に関連した企業理念の明確化、従業員の退職後の備えに対する企業の責任、長期的視点での対話の重要性、投資家の期待に対する上場企業の責任等についての示唆を得た。

他方、更なる課題としては、企業側について、

- ・ 指名委員会、報酬委員会が設置されていながらも委員構成の偏り等により必ずしもその機能が十分発揮されておらず、必ずしも企業価値向上の観点から適切な資質を備えた独立社外取締役の選定につなげていない
- ・ 企業年金の運用資産に占める政策保有株式が過大となっている例がある
- ・ 取締役会の活動内容や実効性評価について必ずしも具体的に説明や情報提供がなされていない

等が指摘されている。

また、投資家側について、

- ・ 企業との対話の中身が依然として形式的なものに留まり、中長期的な企業価値向上に十分つなげていない
- ・ 企業開示の充実を求める一方で自らの説明責任を果たすことに必ずしも積極的ではない例がある
- ・ コンプライ・オア・エクスプレインの意義への認識不足等からコードの遵守状況の把握が機械的である

等が指摘されている。

こうした議論を踏まえ、フォローアップ会議としては、今後更にガバナンス改革の実効性向上を働きかけるとともに、本意見書において、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を示すものである。

Ⅱ. スチュワードシップ

コーポレートガバナンス改革の実効性を高めるためには、投資家と企業の対話の質の向上が必要である。運用機関によるスチュワードシップ活動に関する説明や情報提供を一層充実させることが、アセットオーナーに対する説明責任の遂行や企業との相互理解の深化による建設的な対話の促進に資するものと考えられる。

また、議決権行使助言会社や運用コンサルタントなどのサービスプロバイダーが運用機関やアセットオーナーのスチュワードシップ活動の質に大きな影響を及ぼし得ることを踏まえ、サービスプロバイダーによる運用機関や企業年金等への助言やサポートがインベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう促すことが重要である。

こうした観点から、以下の課題を中心とした検討を更に加速していく必要がある。このほか、集团的エンゲージメントや投資先企業への関与の強化（いわゆるエスカレーション）の意義に関する指摘もあることから、これらについて引き続き検討を深めることとする。

1. 運用機関

運用機関において、自らのスチュワードシップ活動について公表を行う動きが広がっており、ほぼ全ての大手機関投資家を含む100を超える機関が個別の議決権行使結果やスチュワードシップ活動報告の公表を開始している。他方で、議決権行使に係る賛否の理由を公表する機関は20に留まっており、またスチュワードシップ活動報告の記載内容についても機関毎に大きな差異が見られる状況であることから、運用機関は議決権行使の結果のみに留まらず、それに至るまでの企業との対話活動についての説明や情報提供を充実させるべきである等の指摘がある。さらに、利益相反管理を含む運用機関自身のガバナンス体制の強化が引き続き重要な課題として指摘されている。

建設的な対話の実質化に向けて、アセットオーナーへの説明責任を果たすとともに企業との相互理解を深める観点から、個別の議決権行使に係る賛否の理由や、企業との対話活動及びその結果やコードの各原則の実施状況の自己評価等に関する説明や情報提供の充実を運用機関に促すことが重要である。

なお、運用機関がESG要素等を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話を行う場合には、投資戦略と整合的で、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に結び付くものとなるよう意識することが期待される。

2. 企業年金等のアセットオーナー

インベストメント・チェーンの機能発揮を促すため、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行うアセットオーナーの役割が極めて重要である。

こうした観点から、2018年のコーポレートガバナンス・コード改訂におい

て、母体企業による人事・運営面でのサポートを求める原則が追加された。しかし依然として、スチュワードシップ・コードの受入れを行う企業年金は少数に留まっており、その背景として、企業年金の意義や責任に関する認識不足からスチュワードシップ活動の範囲や程度が十分に理解されていない等の指摘がある。

引き続き、経済界をはじめとする幅広いステークホルダーとも連携しながら、企業年金のスチュワードシップ活動を後押しするための取組みを推進することが重要である。

3. サービスプロバイダー

(1) 議決権行使助言会社

2017年のスチュワードシップ・コード改訂において議決権行使助言会社の責務が明確化されたものの、その助言策定プロセスが依然として不透明であり、取締役選任議案等について個々の企業の状況を実質的に判断するために必要な人的・組織的体制が備わっていないのではないか等の指摘がある。

パッシブ運用が広く行われる中で多くの運用機関が議決権行使助言会社を利用している実態を踏まえると、企業の持続的成長に資する議決権行使が行われるためには、個々の企業に関する正確な情報を前提とした助言が運用機関に提供されることが重要である。

こうした観点から、議決権行使助言会社において、十分かつ適切な人的・組織的体制の整備と、それを含む助言策定プロセスの具体的な公表が行われるとともに、企業の開示情報のみに基づくばかりでなく、必要に応じ自ら企業と積極的に意見交換しつつ助言を行うことが期待される。

また、運用機関についても、企業との相互理解を深め、建設的な対話に資するため、議決権行使助言会社の活用の状況について、利用する議決権行使助言会社名や運用機関における助言内容の確認の体制、具体的な活用方法等に関する説明や情報提供を促すことが重要である。

(2) 運用コンサルタント

全体の約3割の企業年金が、運用コンサルタントとの間に年金資産の運用に関するアドバイザリー契約を有するとのデータもある。運用コンサルタントが、顧客に対するその影響力を背景として、コンサルタント業務と併せて自らの投資商品の購入の勧誘を行う例も見られるとの指摘があるほか、運用コンサルタントが運用機関のスチュワードシップ活動を適切に評価していないのではないかとの懸念も指摘されている。

運用コンサルタントが、自らが企業年金等のスチュワードシップ活動をサポートする重要な主体の一つであることを明確化した上で、自らの利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明等を行い、こうした取組みを通じて、インベストメント・チェーン全体の機能向上を図ることが重要である。

Ⅲ. コーポレートガバナンス

資本コストを意識した経営や政策保有株式、取締役会の機能発揮等の課題に対応するため改訂されたコーポレートガバナンス・コードを踏まえた企業の取組みを引き続き検証するとともに、フォローアップ会議において以下の課題を含む横断的な検討を行うこととする。

その際、中長期的な企業価値に関し、その具体的な意義・内容について、企業、投資家、さらには学界等を含む有識者の間で、より踏み込んだ検討が必要であるとの指摘もあったことに留意する。

1. 監査に対する信頼性の確保

いわゆる「守りのガバナンス」は、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現する上で不可欠であり、三様監査（内部監査、監査役等監査、外部監査）の効果的な活用等を通じた監査に対する信頼性の確保は極めて重要なその構成要素であると考えられる。

そのうち内部監査部門については、CEO等のみの指揮命令下となっているケースが大半を占め、経営陣幹部による不正事案等が発生した際に独立した機能が十分に発揮されていないとの指摘がある。

内部監査が一定の独立性をもって有効に機能するよう、独立社外取締役を含む取締役会・監査委員会や監査役会などに対しても直接報告が行われる仕組みの確立を促すことが重要である。

こうした内部監査の問題をはじめ、「守りのガバナンス」の実効性を担保する監査の信頼性確保に向けた取組みについて、企業の機関設計の特性も踏まえつつ検討を進める。

2. グループガバナンスの在り方

我が国のグループ経営について、事業ポートフォリオの見直しを含むグループ全体としての最適な経営資源の配分や、子会社のリスク管理が十分に行われていないのではないかと指摘があるほか、支配株主やそれに準ずる主要株主のいる上場会社（いわゆる上場子会社等）においては支配株主等と一般株主との間に構造的な利益相反リスクがあるため、取締役会の独立性を高める必要があること等が指摘されている。

上場子会社等のガバナンスの問題をはじめとするグループガバナンスの議論において、とりわけ、上場子会社等に関しては、その合理性に関する親会社の説明責任を強化することや、東京証券取引所の独立性基準の見直しも念頭に置いて、支配株主等から独立性がある社外取締役の比率を高めるなど、上場子会社等のガバナンス体制を厳格化することが求められている。

こうした議論も踏まえながら、一般株主保護等の観点からグループガバナンスの在り方に関する検討を進める。

IV. おわりに

今後さらにコーポレートガバナンス改革の実効性を高めるためには、先般の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を踏まえた政策保有株式等に関する開示情報の充実が見込まれる中、運用機関及びサービスプロバイダーがより深く企業を理解して対話することや、アセットオーナーが運用機関に対する働きかけ・モニタリングをより積極的に行うことが極めて重要である。投資家と企業の建設的な対話を通じた中長期的な企業価値の向上を実現するため、おおむね3年毎の見直しが予定されているスチュワードシップ・コードの更なる改訂も視野に入れた議論が更に深められていくことを期待している。

また、コーポレートガバナンスは金融商品取引所における株式市場の構造の在り方と密接な関連を有する。今後、フォローアップ会議において、市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場の性格が明確化されていく中で、それにふさわしいガバナンスの在り方等も念頭に置きつつ、コーポレートガバナンス改革の更なる進展に向けた議論を進める必要がある。

<以 上>

第6節 震災等自然災害への対応

I 東日本大震災への対応

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（2011年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（別紙1～2参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会（現 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始され、その後も被災者支援に資するよう運用の改善が図られている。

2018事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく個人版私的整理ガイドラインを利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、テレビCM）、被災者向けの相談会の開催などによる周知広報を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（2019年6月30日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,945件
- ・ 債務整理に向けて準備中：0件
- ・ 成立件数：1,371件

1. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

2018年9月26日に公表した「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）」においても、金融機

関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

(参考)

(2019年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	2011年11月11日	2011年12月27日	2011年12月28日	2011年11月30日	2012年3月28日
買取決定	110先	144先	49先	20先	16先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設立	2012年2月22日
支援決定	742先

3. 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等の2018年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月26日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については2019年3月1日に報告内容を公表した。

II 平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震への対応として、被災地の復興を進めていく観点から、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、「自然災害債務整理ガイドライン」という。）（注）の周知広報や、REVICと地域金融機関等が連携して設立した「熊本地震事業者再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用促進を行った。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（2016年4月より適用開始）。（別紙3～4参照）

被災者が自然災害債務整理ガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等を全額国庫補助。

III 平成30年7月豪雨等への対応

平成30年7月豪雨への対応として、発災後速やかに関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な「金融上の措置」を講じるよう要請した。また、7月16日付で、上記要請の周知徹底に加え、既存融資の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化など適時的確な措置の実施を徹底するよう要請した。さらに、被災地に職員を派遣し、被災地の要望等の把握を行った上で、8月8日付で、金融機関に対して可能な限り被災者に配慮した対応を要請した。

また、自然災害債務整理ガイドラインの周知広報やREVICと地域金融機関等が連携して設立した「西日本広域豪雨復興支援ファンド」及び「広島県豪雨災害復興支援ファンド」の活用を促すなど被災者の生活・事業の再建を支援した。

このほか、北海道胆振東部地震をはじめとする自然災害への対応として、関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮し適時的確に「金融上の措置」を講じるよう要請を行う等の措置を講じた。

金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

(参考：2019年6月30日時点)

① 自然災害債務整理ガイドラインの運用状況

- ・登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：1,074件
うち、手続き中の件数：270件
うち、特定調停の申立てに至っている件数：20件
- ・債務整理成立件数：368件

② REVICの熊本地震対応ファンドの取組状況

- ・熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：11件
- ・九州広域復興支援ファンドの実行件数：8件

③ REVICの平成30年7月豪雨対応ファンドの取組状況

- ・西日本広域豪雨復興支援ファンドの実行件数：1件
- ・広島県豪雨災害復興支援ファンドの実行件数：1件

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ

- ①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

録する。

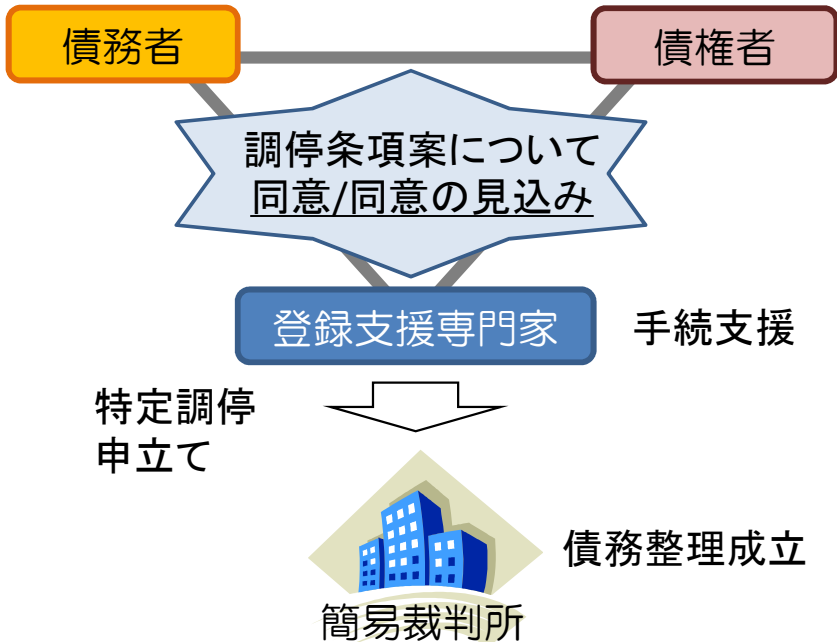
- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

■ ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。

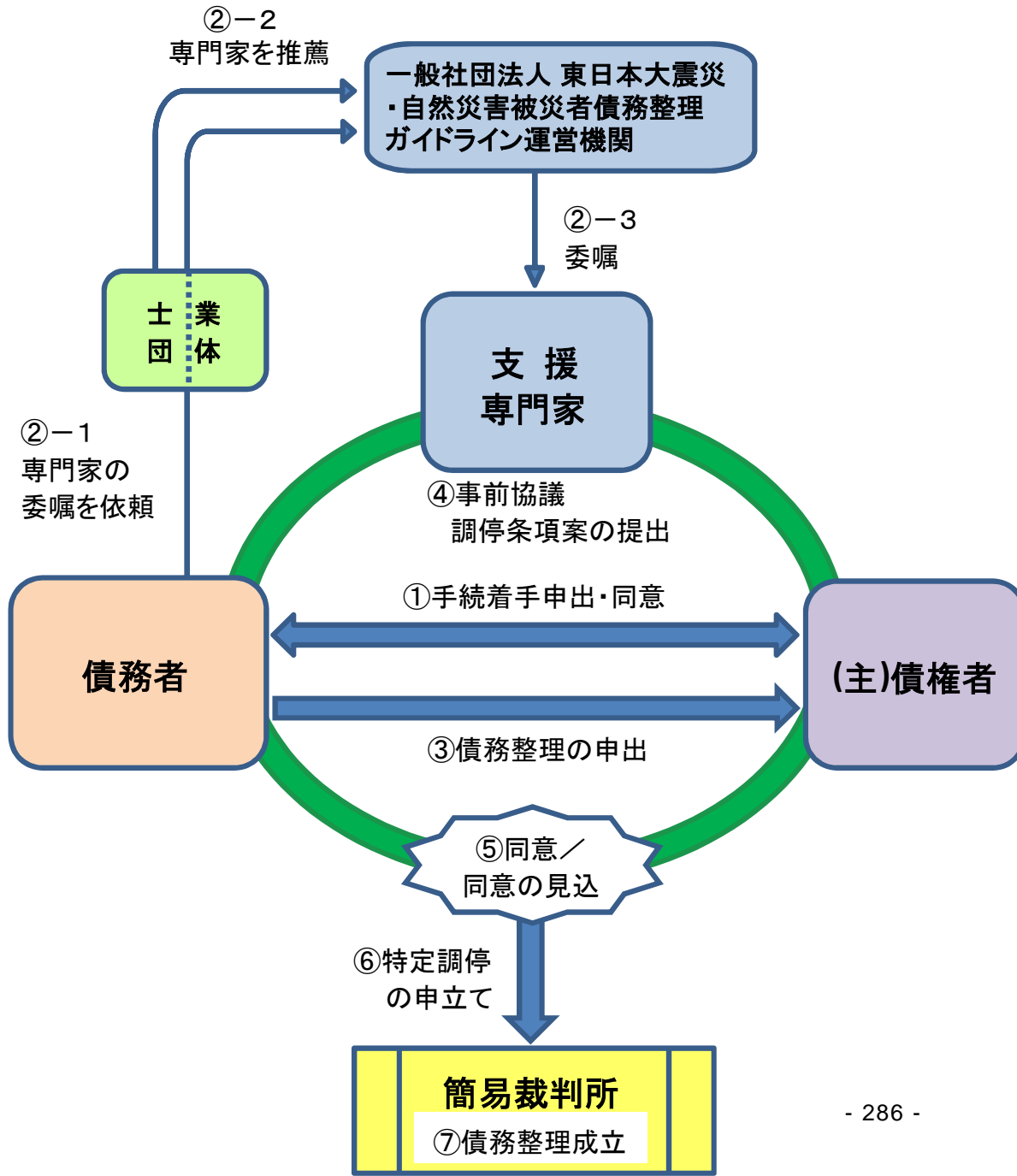


■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部(運用上の目安500万円)を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ

(別紙4)



①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体(弁護士会等)を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意(同意の見込み)又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意(同意の見込み)を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

第7節 消費者行政に関する取組み

消費者基本計画及び工程表（別紙1参照）には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策が盛り込まれている（別紙2参照）。

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

- ③ 詐欺的な事案に対する対応
- ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備
- ⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し
- ⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用
- ⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑧ 暗号資産交換業者についての対応
- ⑰ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

- ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
- ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応
- ⑩ 「架空請求対策パッケージ」の推進による被害の防止

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

- ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
- ④ 消費者教育に使用される教材等の整備
- ⑥ 学校における消費者教育の推進
- ⑦ 地域における消費者教育の推進
- ⑪ 金融経済教育の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

- ⑤ 金融ADR制度の円滑な運営
- ⑧ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等
- ⑨ 「多重債務問題改善プログラム」の実施
- ⑬ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国の組織体制の充実・強化

- ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者基本計画 工程表

平成 27 年 3 月 24 日
消費者政策会議決定
(平成 28 年 7 月 19 日改定)
(平成 29 年 6 月 21 日改定)
(平成 30 年 7 月 22 日改定)

I 工程表の策定について

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策を推進する上で考慮すべき視点、5年間で取り組むべき施策の内容、計画の効果的な実施について定めている。

このうち、計画の効果的な実施に関しては、消費者基本計画を着実に推進するため、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、消費者基本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表を、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定し、各府省庁等は、工程表に示された施策を着実かつ積極的に進めるものとされている。

II 本工程表の構成

本工程表は、消費者基本計画において示された、目指すべき姿の実現に向けて、誰（どの府省庁等）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省庁等の中で連携が必要な施策については、それらの関係を明確にするため、図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

また、施策の達成度合いを把握するため、消費者基本計画に示されたKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を施策ごとに更に具体化している。さらに、可能な限り、施策の実施による目標を記載している。

本工程表の各施策の項目番号は、消費者基本計画の第4章（5年間で取り組むべき施策の内容）に記載された項目番号に対応している。

また、参考として、「消費者基本計画第2章（消費者を取り巻く環境の変化と課題）の各項目と施策の対応関係」を付している。

なお、計画期間の後半に入っていることを踏まえ、計画期間後に取組を継続することが見込まれる事項についての方向性についても、各項目の参考として記載している。また、高度情報通信社会の進展により、IoT、ビッグデータ、AI等を活用した商品・サービスが出現してきており、政府部内で関係する施策の検討が進められてきている。こうした動きは、消費者を取り巻く環境の大きな変化につながる可能性があることから、今後、以下に掲げる会議等や、それらの成果の活用状況について注視することとする。

※平成30年3月30日付けの消費者委員会の意見において例示された会議

- ・内閣府知的財産戦略推進事務局にて開催する「新たな情報財検討委員会」
- ・総務省情報通信政策研究所にて開催する「AIネットワーク社会推進会議」
- ・国土交通省自動車局保障制度参事官室にて開催する「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」
- ・厚生労働省大臣官房厚生科学課にて開催する「保健医療分野におけるAI活用推進懇談会」

Ⅲ 本工程表のフォローアップ

本工程表に記載する施策の実施状況については、消費者基本法に基づき、毎年度、消費者庁が関係府省庁等の協力を得て報告を取りまとめ、政府として国会に提出する。

消費者委員会は、本工程表に記載する施策の実施状況について、K P I も含めて随時確認し、検証・評価・監視を行う。

また、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は本工程表を改定し、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

消費者基本計画（抄）

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	③ 詐欺的な事案に対する対応	<p><無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行うほか、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】 								(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分（件数）
		<p><詐欺的商法による新たな消費者被害への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等【金融庁】 								
<p>(K P I の現状) ※2018年度 (イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：30,985件（2017年度：27,824件） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：2件（2017年度：2件） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分件数：0件（2017年度：2件）</p>										
	④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	<p>法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>								投資型クラウドファンディング業者の登録件数
<p>(K P I の現状) ※2018年度 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：34社（2017年度：25社）</p>										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	<p>金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】</p>								プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況（件数）
		<p>法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>								
<p>(K P I の現状) ※2018年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：29件（2017年度：87件）</p>										
	⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用	<p>改正不動産特定共同事業法に関する政省令の整備・監督指針等の充実【国土交通省、金融庁】</p> <p>改正不動産特定共同事業法の適切な運用【国土交通省、金融庁】</p> <p>不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドラインの策定【国土交通省、金融庁】</p> <p>改正不動産特定共同事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施【国土交通省、金融庁】</p>								改正不動産特定共同事業法に関する制度の整備・運用状況
<p>(K P I の現状) ※2018年度 2017年12月1日に施行した「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）を踏まえ、2018年度には、不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に関するガイドラインの策定、対象不動産変更型契約に係る規制の合理化等必要な措置を講じるとともに、改正不特法の事業者・事業関係者向けセミナーを全国4か所で開催するなど制度の活用促進を図った。</p>										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑦サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	改正資金決済法の施行準備【金融庁】	改正資金決済法（前払式支払手段発行者の苦情処理体制を整備）の適切な運用【金融庁】			サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐欺被害発生状況等を踏まえ、必要な対応を実施【金融庁】	法令・事務ガイドラインの運用状況及びサーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等への取組状況	
		事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	事務ガイドラインの適切な運用、サーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等【金融庁】						
<p>(K P I の現状)</p> <p>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、2016年6月に公布され、2017年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐欺被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、2016年8月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日から適用開始）。</p> <p>事務ガイドラインの改正等を踏まえ、以下の取組等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ等で購入できる手軽さや匿名性などにより悪用されやすいサーバ型電子マネーの発行者主要先に対して、重点的にモニタリングを実施（2017年度：9先、2018年度：9先）。 ・上記主要先に対して、月次で被害発生状況及び返金状況等を確認。 ・返金状況については、2017年下半年期におけるIDの詐欺被害申出金額の合計約14億円のうち、約1.4億円の返金を実行していることを確認（2018年11月1日時点）。 ・さらに、特に被害件数・金額が多い先に対し、2017年（3月、9月）及び2018年（6月、8月、10月）にヒアリングを実施し、より一層の取組を指導。 ・電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、全国の高校等や地方公共団体への配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣の実施等、注意喚起を実施。 										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑧暗号資産交換業者への対応	暗号資産交換業者に対する規制の整備【金融庁】			暗号資産交換業について、制度等の周知を含め、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】	暗号資産市場や暗号資産交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施【金融庁】			暗号資産交換業者に対する規制の整備・運用状況	
		<small>※ 資金決済法上は、「仮想通貨」及び「仮想通貨交換業者」と規定されているが、国際的な動向等を踏まえ、本工程表においては、これまでの実績を含む全ての箇所で、基本的に、「暗号資産」及び「暗号資産交換業者」と記載する。</small>			「仮想通貨交換業等に関する研究会」における検討【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	必要に応じて関係省庁と連携しながら、暗号資産に関するトラブルについて注意喚起【消費者庁、金融庁】			
<p>(K P I の現状)</p> <p>暗号資産交換業者に対し、マネー・ローディング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（2016年5月成立、同年6月公布）及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が2017年4月に施行された。</p> <p>制度等の周知に当たっては、政府広報オンラインやテレビ、ラジオ等を活用し、「仮想通貨交換業」に関する新しい制度が開始されたことを紹介するとともに、暗号資産を利用する際には、財務局等の登録を受けた事業者かどうか確認すべきであるといった注意点を周知した。2018年10月には、暗号資産に関するトラブルが多様化している現状も踏まえ、その内容を更新した。</p> <p>法施行後、金融庁においては、暗号資産交換業者の登録審査・モニタリングや暗号資産市場の動向把握を行うため、専門チームとして「仮想通貨モニタリングチーム」を設置し、体制など形式面のみならず、システムの安全性の検証や利用者への説明態勢の整備状況など、実質的な審査を実施した。その結果、2019年1月11日までに暗号資産交換業者として17社を登録した。また、消費者庁及び警察庁と情報共有等しつつ、無登録業者等に対する照会書や警告書の発出等を行った。</p> <p>現在、暗号資産価格の乱高下や暗号資産の分岐等の動きが見られていること、証拠金を用いた暗号資産取引や暗号資産による資金調達等新たな取引が登場していること、暗号資産に関連する消費者トラブルが増加していること等を踏まえ、金融庁において、登録後であっても暗号資産交換業者における利用者への説明態勢や実際の説明状況等のほか、「架空請求パッケージ」の記載にもあるとおり、法令に基づく本人確認・取引時確認についても、モニタリングを行っている。</p> <p>こうした中、2018年1月に発生した暗号資産交換業者における暗号資産の不正流出事案を踏まえ、同業者に対する立入検査及び行政処分を実施した。また、同業者を除く全ての暗号資産交換業者及び複数の暗号資産交換業者に対し、順次立入検査を実施した上で、問題が認められた業者に対し行政処分を実施した。</p> <p>また、2018年8月、これまで実施した暗号資産交換業者等に対する検査・モニタリングで把握した実態や問題点について、中間的とりまとめ（仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめ）を公表したほか、同年10月には、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく認定資金決済事業者協会に認定した。</p>										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑧暗号資産交換業者についての対応	<p>(K P I の現状 (続き))</p> <p>さらに、2018年3月に設置され、同年4月から12月にかけて11回にわたり開催された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において、暗号資産をめぐる諸問題について必要な制度的対応の検討を行い、同年12月に報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、金融庁では、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を2019年3月に第198回国会に提出した。</p> <p>利用者保護の観点から、金融庁及び消費者庁において、以下のような取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁と消費者庁において、警察庁と連携して、利用者に対して、価格変動リスクや詐欺事案等に関して注意喚起を実施（2017年9月29日）し、当該注意喚起の内容を更新（2018年10月19日）。 金融庁において、暗号資産を活用した新たな資金調達手段であるICO（Initial Coin Offering）の増加を踏まえ、利用者に対して、価格下落の可能性や詐欺の可能性等に関する注意喚起を実施（2017年10月27日）。 金融庁及び消費者庁においてウェブサイトの新設（2017年9月29日）。 全国各紙の新聞広告において、政府広報として暗号資産に関する注意喚起を実施（2018年3月17日）。 国民生活センターにおいて改正資金決済法をカリキュラムに含む研修を6回実施（2017年度：5回）。 								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑩金融機関による顧客本位の業務運営の推進	<p>金融事業者の実態把握のためのモニタリング実施。対話によるベストプラクティスへの取組を促す。【金融庁】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「顧客本位の業務運営に関する原則」策定、公表 【金融庁】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「顧客本位の業務運営<small>しょうよう</small>に関する原則」採択後、成果指標の公表の働き掛け 【金融庁】</p> </div> </div>								
		<p>(K P I の現状) ※2018年度（2018年12月28日時点）</p> <p>(イ) 原則採択事業者数 1,561社</p> <p>(ロ) 自主的なK P I 公表事業者数 467社</p>								

(イ) 「顧客本位の業務運営に関する原則」採択数
(ロ) 自主的なK P I 公表事業者数

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り【警察庁】 ・ 犯行ツール対策の推進【警察庁、総務省】 								特殊詐欺の取締り状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】 ・ 特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】 ・ 金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】 								
<p>(K P I の現状) ※2018年の取締り状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求詐欺：検挙件数：1,271件、検挙人員：626人（2017年：検挙件数1,034件、検挙人員575人） ・ 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：40件、検挙人員：40人（2017年：検挙件数188件、検挙人員77人） 										
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】 ・ 金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。 								「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
		<p>(K P I の現状) ※2018年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I Cキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：96.3%（前年比0.3ポイント増） ・ 生体認証機能付I Cキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：51.7%（前年比1.1ポイント増） ・ I Cキャッシュカード導入済金融機関：88.9%（前年比0.4ポイント増） ・ 生体認証機能付I Cキャッシュカード導入済金融機関：21.0%（前年比0.1ポイント増） ・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.7%（前年比0.1ポイント増） ・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：97.0%（前年比0.2ポイント増） 								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	⑩ 「架空請求対策パッケージ」の推進による被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 「パッケージ」の策定、進捗状況の把握・公表【消費者庁、関係省庁】 消費生活センター等から情報提供のなされた電話番号に対する架電の実施【消費者庁】 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等）【消費者庁、警察庁、金融庁、法務省等】 架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施【警察庁】 かたられて いる事業者との意見交換を行い、事業者の取組等を公表【消費者 SNSデータを活用した情報収集を通じ、実在の事業者をかたる架空請求に関し、かたられている側の事業者の取組が把握できた場合に、これらの事業者の取組について、当該事業者の了解を得た上で、消費者庁のウェブサイトにおいて周知【消費者庁】 業界団体（日本フランチャイズチェーン協会、日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等【警察庁、金融庁、消費者庁、経済産業省】 								<ul style="list-style-type: none"> (イ) 支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数 (ロ) SNS上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数
		<p>(K P I の現状) ※2018年度</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数：1,957件（2017年度：3,003件） (ロ) SNS上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数：13回（2017年度：10回） 								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】								消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
	環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】								
<p>(K P I の現状)</p> <p>消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（2017年2月～3月実施）。消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：33.2%</p>									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ④消費者教育に使用される教材等の整備	消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】								(イ) ポータルサイトのアクセス数 (ロ) 教材等掲載数 (ハ) 教材等の情報提供の在り方に関する検討状況 (ニ) 高校生向け消費者教育教材の提供数
	消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討委員会を開催し、掲載情報の評価や検討及び課題の解決を実施【消費者庁】 成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成 作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討) 教材を使用した授業の実施(試行) → 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進 → 進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施 小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成 児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討								
<p>(K P I の現状) ※2018年度</p> <p>(イ) アクセス数：集計中（2017年度：10,614,115件）</p> <p>(ロ) 教材等掲載数：集計中（2017年度：1,626件）</p> <p>(ハ) 「若年者の消費者教育分科会」を開催し、今後の教材等の消費者教育に関する情報提供の在り方について検討（1回開催）。</p> <p>(ニ) 高校生向け消費者教育教材の提供数：学校・地方公共団体・事業者などに「社会への扉」を約32万部提供（2017年度：約3万部）。</p>									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の改訂、新学習指導要領の周知・徹底等）【文部科学省】					新学習指導要領に基づく消費者教育の着実な実施【文部科学省】			(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況（目標：2020年度に全ての都道府県の全高校等で授業を実施）
	大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】 ・現職教員研修や教員養成課程等における消費者教育に関する取組についての実態把握及び各実施主体への情報提供 ・消費者教育等に関する実践的な学習プログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及 ・大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【消費者庁、文部科学省】 若年者の消費者教育分科会における検討・取りまとめ → 消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進								
<p>副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】</p> <p>成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】</p> <p>高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成 作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討) 教材を使用した授業の実施(試行) → 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進 → 進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施 消費者教育推進に向けた人材開発のため、大学等への専門家派遣【消費者庁】 小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成</p>									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進			<p>大学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進【消費者庁】</p> <p>消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進【文部科学省】</p>							(へ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況
			<p>・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等</p> <p>・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p>	<p>地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】</p>						
			<p>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】</p>		<p>大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】</p>					
<p>(K P Iの現状)</p> <p>(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数(2018年度実績)(前回実績) 小学校:70人(2017年度:112人)、中学校:69人(2017年度:108人)、 高等学校:開催せず(2017年度:開催せず)(2016年度:55人)</p> <p>(ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合:59.0%(2015年度)(2014年度:56.2%)</p> <p>(ハ) ※2018年度 ・関係団体と連携した大学での授業の実施:11大学(2017年度:10大学)(金融庁) ・e-ネットキャラバンとして、2,529件の講座を開催。(2017年度:2,308件)</p> <p>(ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度:99.4%(2018年度)(2017年度:97.9%)</p> <p>(ホ) ※2018年度 各地の高校等において「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の授業等を実施(集計中) (2017年度:徳島県内の全高校等において実施(全56校、約6,900人を対象))</p> <p>(ヘ) 教員を対象とした消費者教育講座3回実施(2018年度)(参加者:105人)</p>										

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進			<p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】</p>	<p>消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】</p>						(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況 (ロ) 地域における消費者教育推進の実態把握 (ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ニ) コーディネーター育成状況(目標:2020年度に全ての都道府県で配置) (ホ) 消費生活サポーター数 (ヘ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合(目標:2013年度調査結果39.9%からの増加) (ト) 担当省庁による支援の状況 (チ) パンフレットの配布・活用状況
			<p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p>	<p>地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】</p>						
			<p>教育委員会を通じた地域における消費者教育(取組実態調査の実施等)【文部科学省】</p>							
			<p>関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】</p>							
	<p>消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】</p>			<p>消費者教育の指導者用啓発資料の配布・活用【文部科学省】</p>						
			<p>消費者市民社会の普及のための啓発資料を検討・作成【消費者庁】</p>	<p>普及啓発の実施【消費者庁】</p>						
			<p>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】</p>		<p>大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】</p>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進	<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) ※2018年度 (2018年度末時点) 消費者教育推進計画策定数：47都道府県、18指定都市 (2016年度：42都道府県) 消費者教育推進地域協議会設置数：47都道府県、18指定都市 (2016年度：44都道府県)</p> <p>(ロ) 2017年度に、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の調査を実施。 集計後、消費者教育推進会議・同分科会での活用を予定。また、2018年度には、分科会での検討に向けた準備のため、都道府県等における消費者教育の実施状況について個別にヒアリングを実施。</p> <p>(ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (2017年度実績) 小学校：111人 (2016年度：69人)、中学校：108人 (2016年度：71人)、高等学校：開催せず (2016年度：55人)</p> <p>(ニ) ※2018年4月1日時点 コーディネーター配置状況：19都道府県90市区町村等 (2017年4月1日時点：16都道府県82市区町村等)</p> <p>(ホ) ※2018年4月1日時点 消費生活サポーター配置状況：27都道府県141市区町村等 (2017年4月1日時点：30都道府県127市区町村等)</p> <p>(ヘ) 2017年度版：31.6%</p> <p>(ト) ※2018年度 (2019年3月末時点) ・地域で開催される講座等への講師派遣：946回 (2016年度：744回) (金融庁) ・消費者セミナー：83回 (2017年度：92回)、独占禁止法教室：236回 (2017年度：214回)、 一日公正取引委員会：8回 (2017年度：8回) (公正取引委員会) ・各地の消費者教育講座への講師 (職員) 派遣：24回 (2017年度：21回) (消費者庁) ・e-ネットキャラバンとして、2,309件の講座を開催。 (2016年度：1,775件) (総務省)</p> <p>(チ) 消費者市民社会普及のための啓発資料を作成中。</p>								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑩金融経済教育の推進	<p>・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施</p> <p>・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用</p> <p>・金融経済教育用教材の作成・配布</p> <p>・学校や地域で開催される講座等への講師派遣</p> <p>・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】</p>								
	<p>(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況</p> <p>(ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況</p>								
	<p>(K P I の現状) ※2018年度</p> <p>(イ) ・シンポジウムの開催：6回 (2017年度：5回) ・関係団体と連携した大学での授業の実施：11大学 (2017年度：10大学) (金融庁)</p> <p>(ロ) 講座等への講師派遣：1,174回 (2017年度：1,251回)</p>								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑤金融ADR制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】								指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）
		金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】								
		(K P I の現状) ※2018年度 苦情処理手続の処理件数：7,377件（2017年度：7,234件） 紛争解決手続の処理件数：1,666件（2017年度：1,091件）								
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑧振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】								被害者への返金の状況
		(K P I の現状) ※2018年度末までの累計 被害者への返金額：155億円（2017年度末までの累計：146億円）								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨「多重債務問題改善プログラム」の実施	<多重債務問題改善プログラムの実施> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。								(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】								
		・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】								
		・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】								
		・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】								
		(K P I の現状) ※2018年度 (イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：8.9万人（2017年度：8.6万人） (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数：23,277件（2017年度：26,421件）								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進 ⑬成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催				成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進【法務省、金融庁、消費者庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁】 アクションプログラムに基づき、若年者への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 若年者に対する返済能力や支払可能見込額の調査を一層適切に行うため、事業者の自主的な取組状況を把握するための調査を実施し、その調査結果を検証して、得られた優良事例の公表や事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進【金融庁、経済産業省】 成年年齢引下げに関連して生ずる様々な影響を把握するため、国民への浸透度等の調査を行い、その結果を活用して、効果的な広報・周知の媒体や方法につき検討するとともに、消費者教育をはじめとした環境整備の施策にいかす。【法務省、関係府省庁】				(イ) 成年年齢引下げの国民への浸透の状況 (ロ) 広報・周知の実施状況	
	(K P I の現状) ※2018年度 (イ) 成年年齢引下げに関する世論調査の実施 成年年齢引下げについての認知度 16～22歳：87.4%が「知っていた」 40～59歳：93.2%が「知っていた」 未成年者の契約の取消権の認知度 16～22歳：56.2%が「知っていた」 40～59歳：74.4%が「知っていた」 (ロ) ・成年年齢引下げについて解説したポスター約4,800枚・パンフレット約14万6400枚を全国の高等学校等に配布 ・第1回成年年齢引下げ動画コンテストの開催 ・映画、ドラマとのタイアップポスター合計約4万4300枚配布 ・政府広報と連携し、広報番組やインターネットテレビの発信 ・アクションプログラムの実施に関し、「私法と契約」という項目を設けた高校生向けの法教育教材を作成、全国の高校に配布								

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化	⑧消費者からの情報・相談の受付体制の充実									各窓口での情報・相談の受付・対応状況	
		受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】	各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】								
(K P I の現状) 消費者政策担当課長会議(2018年10月)において、各府省庁における各窓口での情報・相談の受付体制の維持・強化を促し、受付体制の状況を別表3のとおり取りまとめた。											

第8節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（2016年4月1日施行）

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第9節 金融経済教育の取組み

I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度においては、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」に基づき、「人生100年時代」という言葉に表される長寿化や、デジタル化の進展、2022年4月より予定されている成年年齢の引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。

関連報告書としては以下のとおり。

- ・金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ・高齢社会対策大綱（2018年2月16日閣議決定）
- ・拡大版SDGsアクションプラン2019
（2019年6月21日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合決定）
- ・未来投資戦略2019（2019年6月21日、閣議決定）

II 具体的な取組状況

（1）金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

2018事務年度は、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

（2）学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を

オムニバス形式で実施（別紙 1 参照）。

また、2018 事務年度においては、出身校などの学校に出向いて出張授業を行う金融庁職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、67 校に対して延べ 103 名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて、グループワーク等も織り交ぜながら説明した。

（3）高校学習指導要領改訂への対応

2018 年 3 月及び 7 月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。当該改訂を踏まえ、教科書における金融リテラシーの記載の拡充を図る観点から、2019 年 2 月に、金融広報中央委員会や関係の業界団体と連携し、教科書会社向けの説明会を実施した。

（4）ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した『『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたて N I S A 早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。

また、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」について、出張授業や各種セミナーにおいて積極的に活用すると同時に、関係団体に対し、職場でのつみたて N I S A や企業型 D C ・ i D e C o のセミナー等における活用を要請した。（別紙 2 参照）

（5）金融経済教育に関するシンポジウムの開催

地域住民を対象に、つみたて N I S A の活用等を通じた安定的な資産形成について理解を深めることを目的とした「人生 100 年時代～人生を楽しむためのお金の話～シンポジウム」を、札幌市、金沢市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市の計 6 か所で開催した。

(6) 親子向けワークショップの開催

家庭において金融リテラシーを高める観点から、体験型デジタルコンテンツ等を手掛けるチームラボセールス社に業務委託を行い、小学生の親子を対象に、アクティブラーニング等を体験しながら、お金の知識を学ぶことのできるイベントとして、『親子で学ぶ！お金の仕組み』ワークショップ』を計4回開催した。

(7) 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より予定されている成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」についてのフォローアップを行った。(別紙3参照)

また、当該フォローアップに基づき、法務大臣を座長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において取りまとめられた工程表の改訂を行った。

(8) 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2018年度 13件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力をを行っている。

(9) 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2018事務年度 後援17件、共催1件)。(別紙5参照)

(10) 外部の知見の適切な活用

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、2014年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、2018事務年度は561件の相談を受け付けた。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014 年度：2 大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：5 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、
県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：8 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、
神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪）

2018 年度 : 11 大学

	大 学 名	科 目 名
前期	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	東京理科大学	キャリアデザインⅡ 特殊講義 5 (金融リテラシー)
	東京経済大学	生活設計と金融
後期	明星大学	経営基礎 3
	武蔵野大学	金融リテラシー (金融と人生設計)
	椙山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める —生活設計と金融の基礎知識
	専修大学	特殊講義 (金融リテラシー特論)
	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン

別紙 2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

新しい制度
つみたてNISA
について、
私がお説明します！

つみたて
NISA
早わかり
ガイドブック

つみたてフニーサ

つみたてNISAで
ちょっとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。
確かに、つみたてNISAの対象商品である投資信託には元本割れのリスクがありますが、
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

積立・分散投資の益率(実績)

投資戦略	平均年率	2015年時点の累積リターン
C 国内・先進国・新興国の株・債券に1/6ずつ投資	4.0%	79.9%
B 国内の株・債券に半分ずつ投資	1.9%	38.0%
A 固定資産	0.1%	1.32%

【出所】金商庁作成
【注】各数値は、毎年1万円を投資した場合の各年末時点での累積リターン。
株式は、各国の代表的な株価指数をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
上記は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。



動機篇：
資産形成の重要性



知識篇：
長期・積立・分散投資



制度篇：
非課税制度（つみたてNISAと
iDeCo・企業型DC）

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018年7月12日)

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する¹。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取り扱いを検討する。（文部科学省）

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

(1) 免許状更新講習に係る取組

① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

¹ 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 新たな主体による講座開設
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
 - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 教員研修用講義動画の配信
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
 - ④ 学校管理職に対する研修の充実
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
 - ・ 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

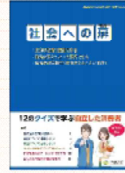
- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
- ・ 消費者教育コーディネーター²の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
 - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
 - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
 - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

² 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

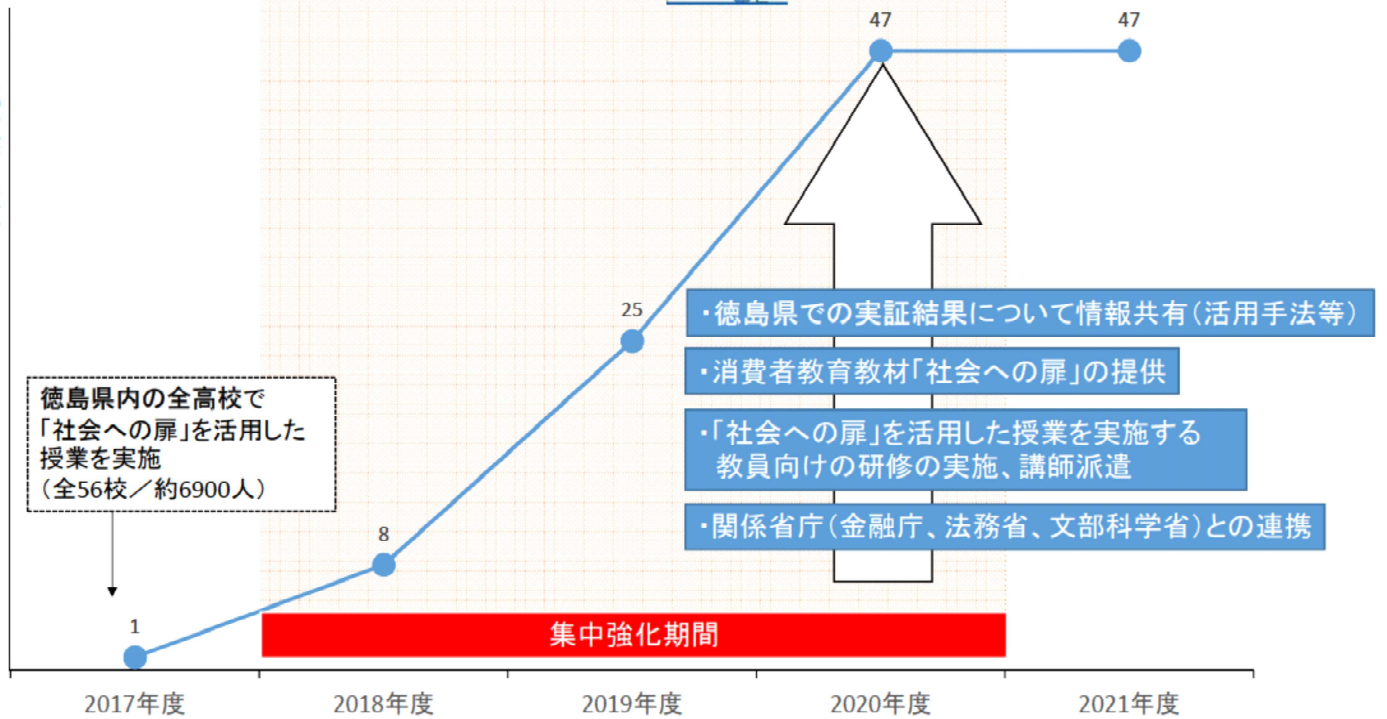
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



参考2

消費者教育コーディネーターの育成・配置

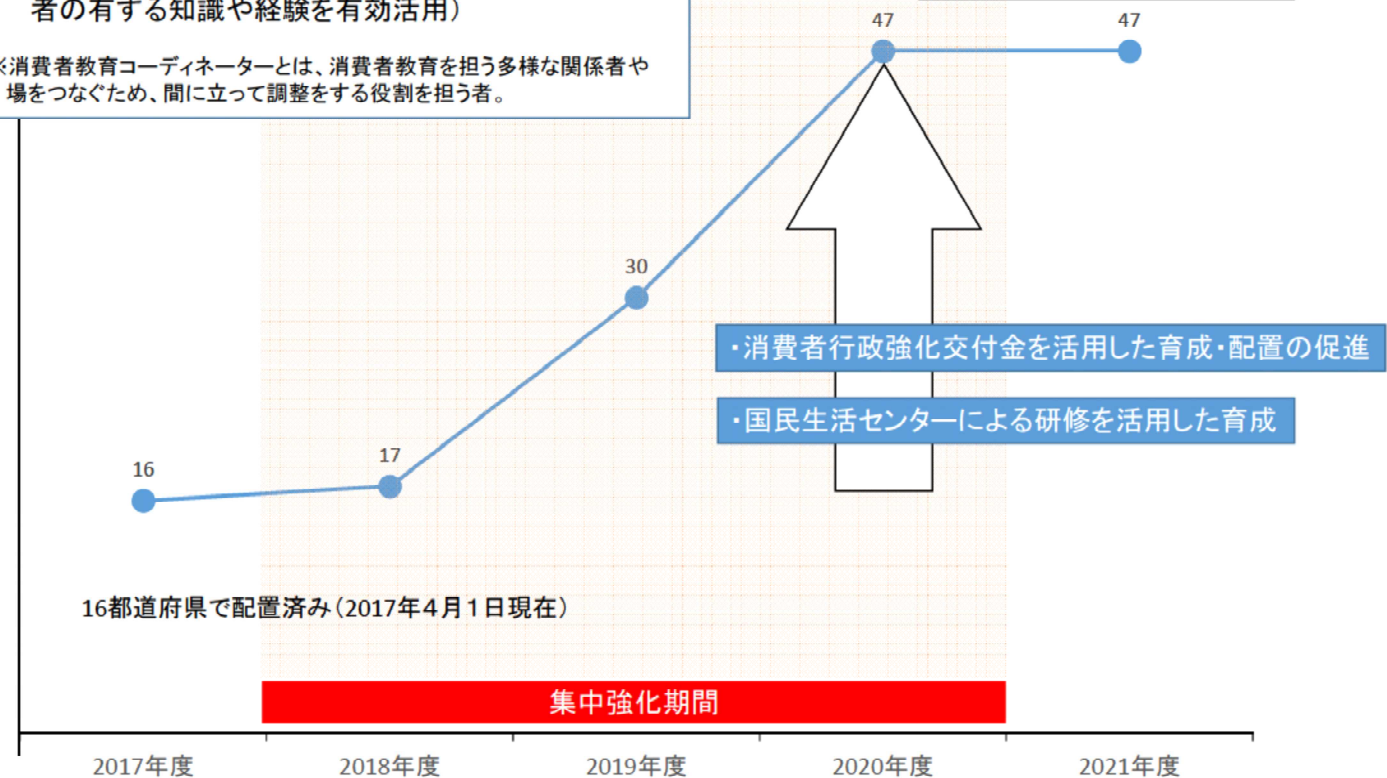
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

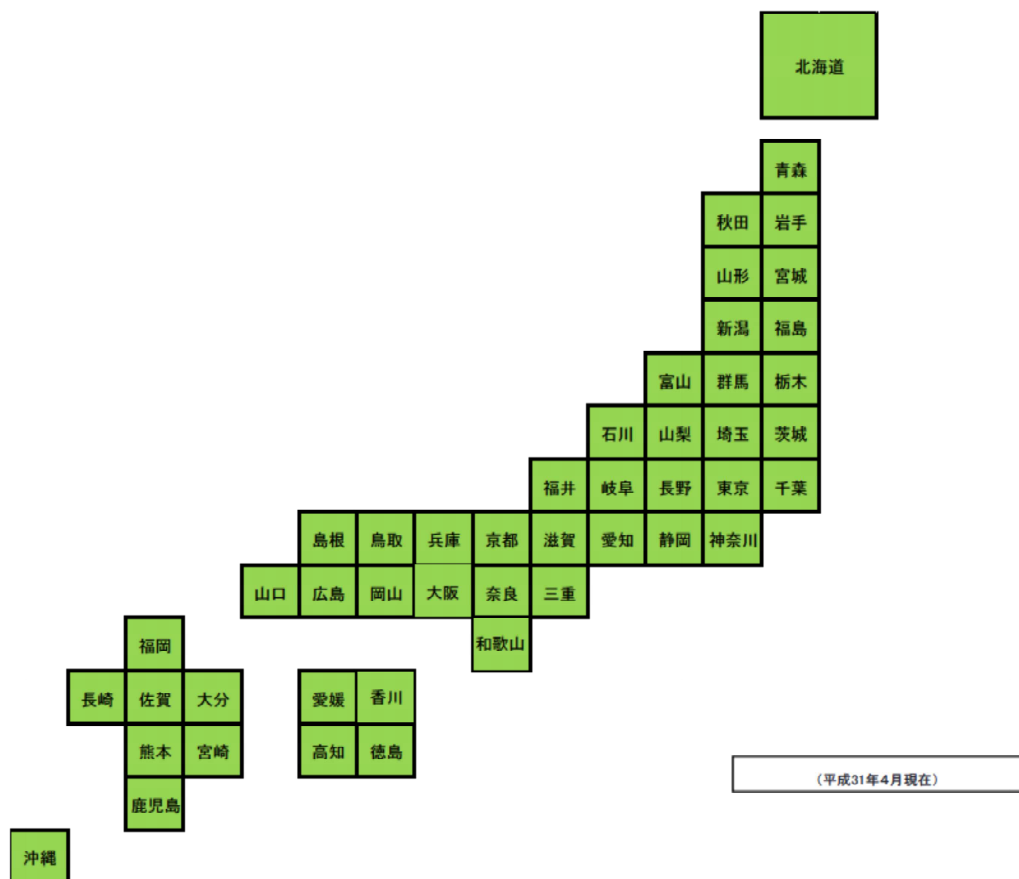
すべての都道府県で配置

都道府県数



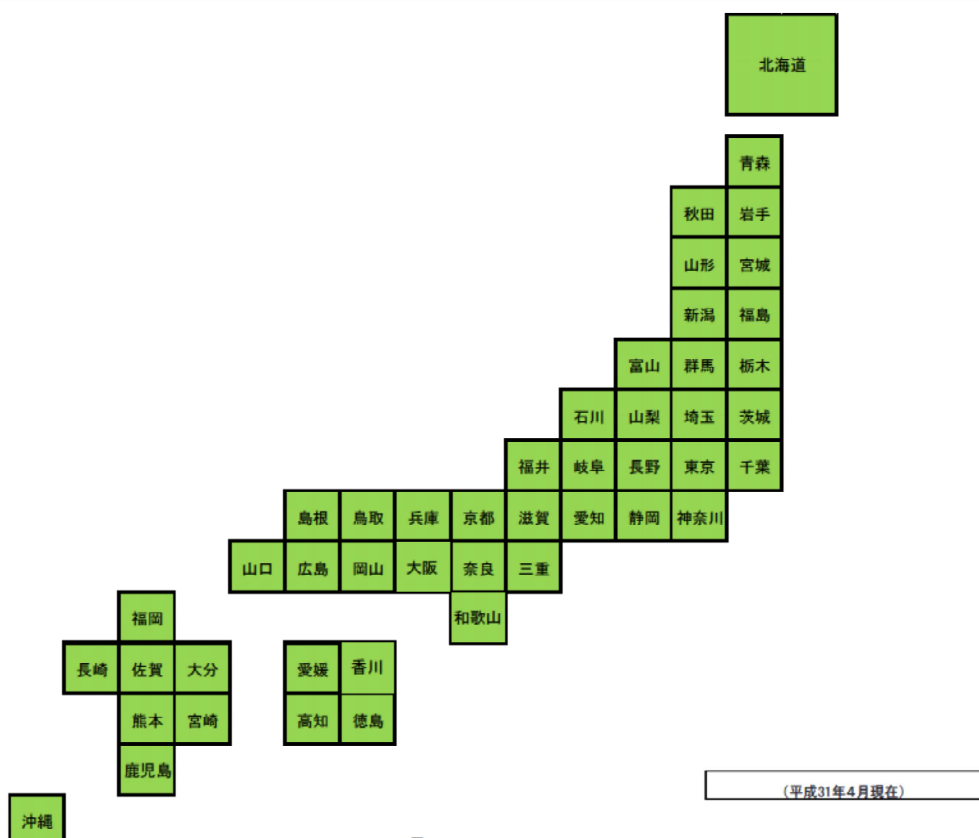
○消費者教育推進計画の策定状況

全ての都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

全ての都道府県で設置済み



(別 添)

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

改訂：令和元年6月14日

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	総合教育政策局 教育人材政策課長 男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局 教育課程課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総合政策局 総合政策課総合政策監理官

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

2018 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. いししま なおこ
石島 直子
(宮城県)
 - 長年にわたり、消費生活相談員として、経験と知識を生かした相談活動に従事するとともに、宮城県金融広報アドバイザーとして、旺盛な研究心と時代のニーズを捉えて活躍するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. あらい くにあき
新井 邦明
(栃木県)
 - 栃木県金融広報委員会の活動方針に沿い、多数の講義、後援会等を講師として積極的に実践し、県民の金融知識の普及、向上に貢献したほか、学校での講義の実施にあたっては委員会の先頭に立って活動し、他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
3. おかもと かずひさ
岡本 和久
(東京都)
 - 自らが主催するセミナーやマネー教室のほか、各種団体が主催する資産形成にかかる講演等を多数行ったほか、金融庁主催の「つみため N I S A フェスティバル」で基調講話を行い、資産形成に係る投資知識の普及・啓発活動を推進するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
4. こばやし としゆき
小林 敏之
(新潟県)
 - 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャル・プランナーの知見や経験を活かし、新潟県を中心に講演活動を実施したほか、高校生を対象とした消費者生活講座では金融トラブルの事例や具体的な対処方法についてわかりやすく解説するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. さかくら すみこ
坂倉 寿美子
(三重県)
 - 長年にわたる消費生活相談員の経験を活かし、三重県金融広報委員会の金融広報アドバイザー就任後は、幅広い年齢層を対象に、例年数多くの講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

6. だんの 団野 おさむ 修
(大阪府)

7. きむら 木村 みき 美紀
(鳥取県)

8. やました 山下 まりこ 万里子
(香川県)

9. にのみや 二宮 のりこ 典子
(愛媛県)

10. ふじい 藤井 みか 美佳
(佐賀県)

11. あおさき 青崎 ただし 孔
(長崎県)

- 広く一般市民対象に、金融に関する投資詐欺の未然防止のため、長年にわたり、多くの消費者啓発活動が無償かつ長期に実施しており、高齢者に多い投資詐欺や資産形成についての誤った知識によるトラブル等を未然に防止する役割を果たしているなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、自ら積極的に地域・自治体へ働きかけを行い、幅広い年齢層に対し講師を実施している。特に子供向けの金銭教育については、子供達が楽しめるよう常に工夫、改良を重ねて、わかりやすく実践するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、香川県全域で分かり易い講習会を実施しており、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、対象者に応じて講演の構成を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、県内各地に積極的に出向き、高齢者の悪質商法被害防止や幼少期の金銭教育などについて活発に講演を行っており、特にソプラノ歌手としての経験を活かし、講演で歌を歌うなど高齢者や幼児にとって楽しくわかりやすい講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 長年にわたる消費者生活センターの消費生活相談員としての知見や経験を活かし、金融広報アドバイザーとして、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、多数かつ長期に、受講生に対し、積極的に講師を務めるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 長年にわたる消費者生活センターの消費者教育推進員及び元高等学校教員及び校長としての知見や経験を活かして、消費者への啓発活動を積極的に推進し、県内の金融経済教育及び消費者教育の普及・拡大に指導的立場でも貢献するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

12 ありま さよこ
有馬 小夜子
(鹿児島県)

- 長年にわたる消費者生活センターの消費生活相談員としての知見や経験を活かし、金融広報アドバイザー及び広域消費生活非常勤講師として、出前講座や、県民向けイベントへの従事による金融知識の普及啓発を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

1. 愛媛県立大洲高等学校
(愛媛県)

- 金融教育研究校としての指定（平成 26・27 年度）、を終えた後も、「時代を生き抜くための魅力ある金融教育の実践」という目標を設定し、金融教育に視点を置いた教科指導など、綿密な計画のもとで効果的な金融教育を展開。学校の教育活動を通して、金融知識の普及・向上に貢献。

別紙 5

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
2018/7/10	(社)投資信託協会	2018年7月19日	第一回企業型確定拠出年金カンファレンス
2018/7/11	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	2019年2月16、 17日	第13回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
2018/8/9	日本証券業協会	2018年10月～ 2019年2月	平成30年度「ゼロからはじめる証券投資セミナー」
2018/11/26	一般社団法人 生命保険協会	2019年5月28日	「人生100年時代に必要なリテラシーと金融業界の役割」シンポジウム
2019/1/9	・特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会東京支部 ・東京都金融広報委員会 ・東京証券取引所 ・財務省関東財務局東京財務事務所	2019年2月9日	くらしとお金のワクワク・1 DAY フェスタ
2019/3/14	特定非営利活動法人キッズフリマ	①2019年4月2日～2020年3月中旬 ②2019年9月中旬～2020年2月中旬	①キッズフリーマーケット ②キッズミミックマーケット
2019/3/19	金融広報中央委員会	(小中学校向け) 2019年8月9日 (高校大学向け) 2019年8月19日	2019年度「先生のための金融教育セミナー」
2019/3/19	公益財団法人 生命保険文化センター	2019年5月16日～11月15日	「第57回中学生作文コンクール」

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
2019/3/19	株式会社 日本経済新聞社	2019年4月2日 ～2020年3月31 日	「日経未来投資プログラム」
2019/4/15	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2019年4月～ 2020年3月	2019年度「くらしとお金のFP 相談室」
2019/4/15	金融広報中央委員会	2019年5月27日 ～2020年3月19 日	①「第52回『おかねの作文』コ ンクール」、 ②「第17回『金融と経済を考 える』高校生小論文コンクール」 ③「第16回金融教育に関する小 論文・実践報告コンクール」
2019/5/17	・一般社団法人投資信託 協会 ・開催地の地方新聞社 ・全国地方新聞社連合会	2019年8月24日 ～2020年2月8 日	投信フォーラム 2019
2019/5/17	株式会社 日本経済新聞社	2019年5月～ 2020年3月	「第20回日経STOCKリーグ」
2019/6/10	全国公民科・社会科教育 研究会	2019年7月30日 ～8月1日	証券・経済セミナー
2019/6/11	日本証券業協会	2019年7月25日 ～11月30日	教員向け金融経済夏期セミナー
2019/6/19	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2019年5月10日 ～2020年3月31 日	第13回「小学生『夢をかなえる』 作文コンクール」
2019/6/25	・一般社団法人投資信託 協会 ・株式会社東京証券取引 所 ・特定非営利活動法人確 定拠出年金教育協会	2019年7月4日	企業型確定拠出年金カンファレ ンス 2019

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
2019/5/17	日本証券業協会	2019年5月～ 2020年3月	2019年度「はじめての資産運用 講座」

第10節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

I 顧客本位の業務運営に関する原則

1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」）」を策定・公表した。

併せて、『「原則」の定着に向けた取組み」を公表し、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みを示した。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

(1) 原則採択金融事業者・KPI（自主的・共通）設定・公表金融事業者の公表

金融事業者の顧客本位の業務運営に向けた取組みの「見える化」を促進する観点から、原則を採択し、取組方針や顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（以下「自主的なKPI」）を策定・公表した金融事業者を四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表した。原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者は、2019年6月末現在で1,679社（自主的なKPIを策定・公表している金融事業者は668社）となっている。

また、公表の際には、各金融事業者の販売方針等を踏まえ、その目指す販売等の方向が相当程度端的に示されていると考えられる自主的なKPIを好事例として四半期毎に公表し、各金融事業者のKPIの改善を促した。

さらに、金融機関の取組みの「見える化」を促進するため、2018年6月に、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを示す、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI（①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン）」を公表し、投資信託の販売会社に対し、これらの指標に関する自社の数値を公表するよう促してきた。2019年6月末現在で公表している金融事業者は281社となっている。

(2) 公表された取組方針・KPIの傾向分析

金融事業者から公表された取組方針・KPIに関して、傾向分析を行い、それらの好事例を取り纏め、公表することにより、各金融事業者における顧客本位の業務運営の浸透・定着を後押ししてきた（別紙1参照）。

II つみたてNISAの普及・利用促進について

1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

2. 具体的な取組

(1) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、本年6月末までに、25都道府県における県庁、市役所、商工会議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、昨年11月と本年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

(2) インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。昨年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの公表・作成や、個人ブロガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載した。

(3) イベントを通じた広報

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場（つみたてNISA Meet up（本事務年度は11回実施））も引き続き全国で行った。参加者は個人ブログやSNSで会合の様子を発信しており、インターネットを通じ、つみたてNISAに関する情報が拡散されることに貢献している。更に、本年4月には、規模を拡大したつみたてNISAフェスティバルを開催。マスコミやSNSも通じ、つみたてNISAや資産形成に関する議論を発信した。

3. 結果

投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 -2018年(平成30年)NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知度は50.0%（前年より13.1ポイント増加）、制度内容の認知率は14.6%（前回より3.8ポイント増加）となった。

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,309万口座、買付額が約17兆円（2019年6月末時点）となっている。また、

つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約147万口座、買付額が約1,780億円
(2019年6月末時点)となった。

販売会社における比較可能な共通KPIの公表状況

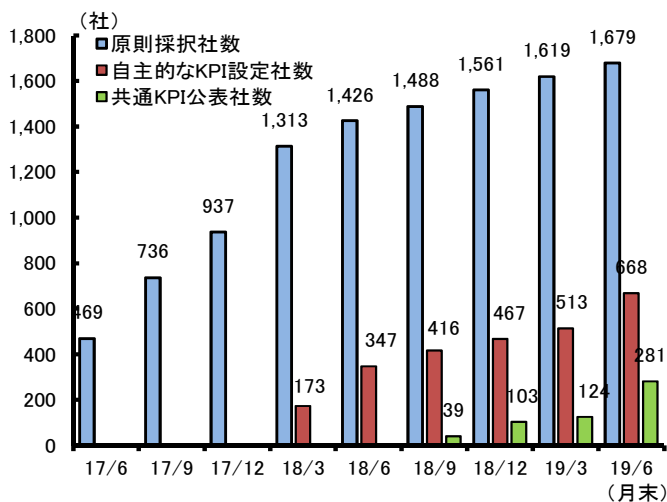
金 融 庁



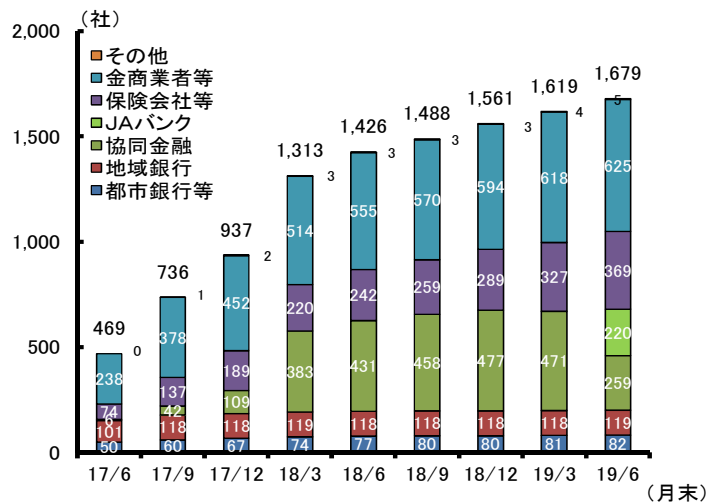
1. 「原則」の採択・KPIの公表状況

- 19年6月末までに「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」)を採択し、取組方針を公表した金融事業者は、1,679社。そのうち、自主的なKPIは668社が、投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI(以下、共通KPI)は281社が公表。
- 特に、共通KPIに関しては、前四半期末時点対比、157社増加したほか、109社が18年3月末基準とあわせた時系列公表。
- 一方、19年6月現在、「原則」採択から一定期間(1年以上)経過しても、取組成果(自主的なKPIや共通KPI)を未公表の事業者は全体の5割。《「原則」採択が目的化している懸念》

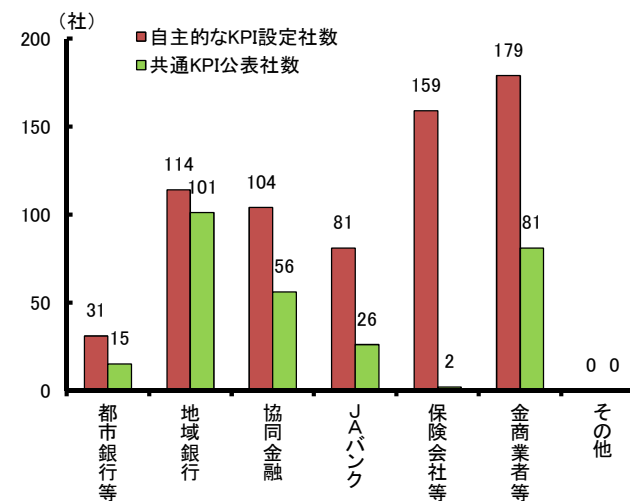
「原則」採択事業者数 及び
自主的なKPI・共通KPI公表事業者数



「原則」採択事業者数の推移 (業態別)



自主的なKPI及び
共通KPI公表事業者数 (業態別)



(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
 (注2)「共通KPI」公表社数は、3項目の共通KPIのうち、1項目以上公表している事業者を集計
 (資料)金融庁

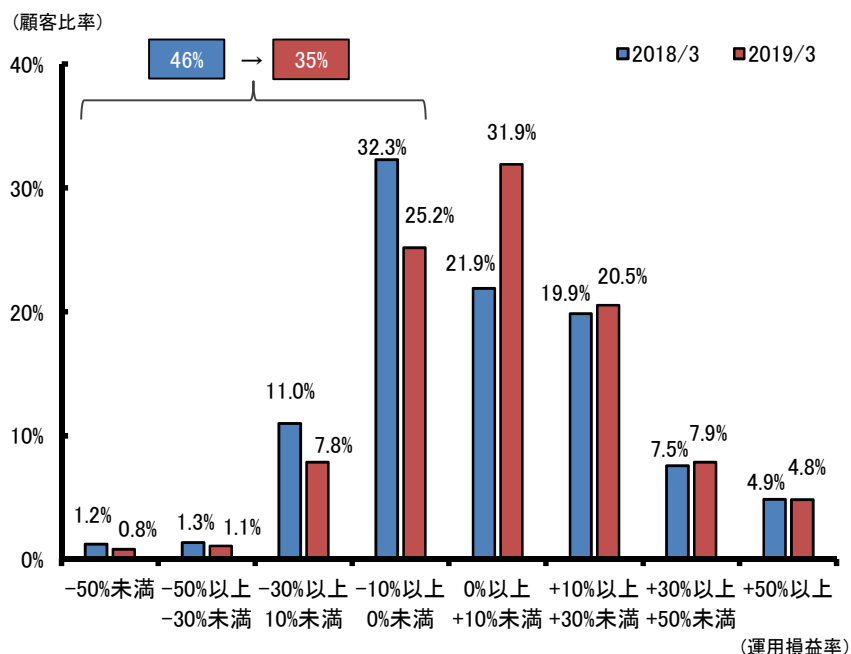
(注1)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同金融は、協同組織金融機関等。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (資料)金融庁

(注1)19年6月末時点
 (注2)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同金融は、協同組織金融機関等。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (注3)JA/バンクは、共通KPIの公表単位にバラつき(全国ベース14・県ベース41・個別JA26)があり、共通KPIは個別JA単位での公表のみを集計
 (資料)金融庁

2. 共通KPI – (1)運用損益別顧客比率 ①

- 運用損益別顧客比率のボリュームゾーンが、-10%以上0%未満(18年3月末基準)から、0%以上+10%未満(19年3月末基準)へシフトした結果、運用損益0以上顧客比率の全業態平均は65%(226社平均)と、前年比11%増加。

投資信託の運用損益別顧客比率 (18年3月末・19年3月末基準)



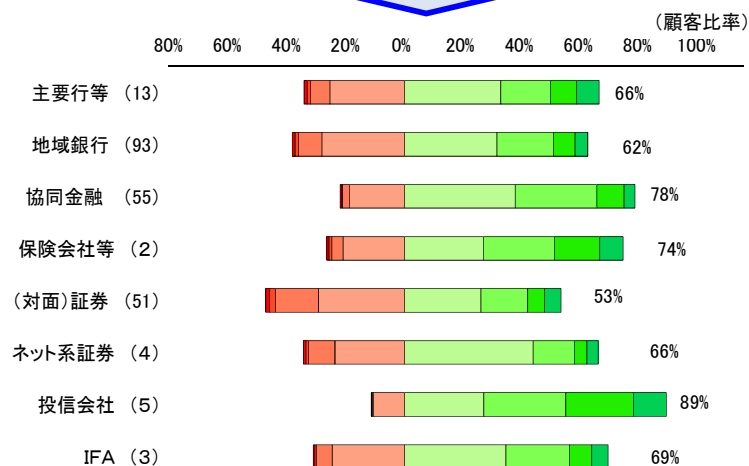
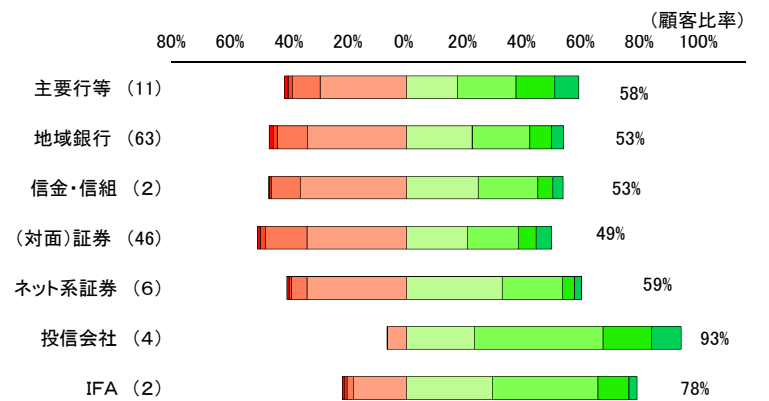
(注1) 18年3月末基準は、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(134先)の公表データを集計(単純平均)
19年3月末基準は、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(226先)の公表データを集計(単純平均)

(注2) JA/バンクは全国ベースの数値を計上(以下同様)

(資料) 金融庁

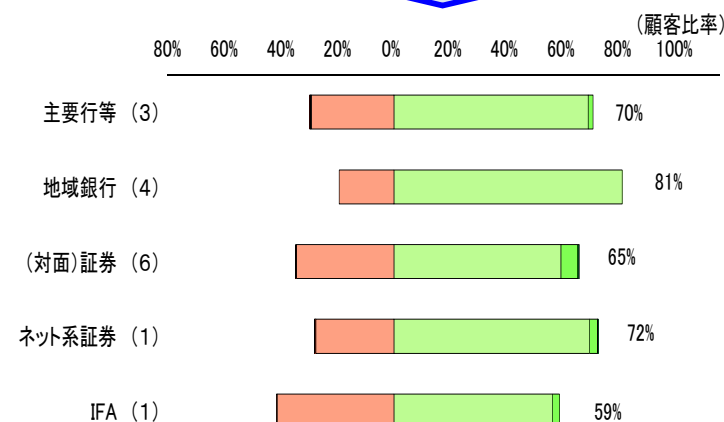
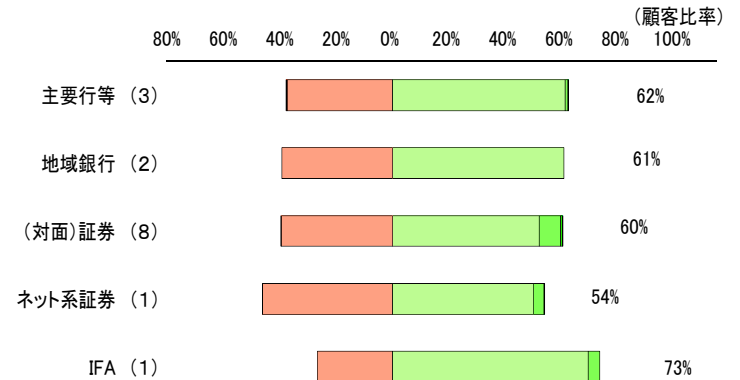
2. 共通KPI – (1)運用損益別顧客比率 ②

投資信託の運用損益別顧客比率
(業態別、18年3月末・19年3月末基準)



凡例
 -50%未満 -50%以上-30%以上 -30%以上-10%以上 -10%以上 0%以上 +10%以上 +30%以上 +50%以上
 -30%未満 -10%未満 0%未満 +10%未満 +30%未満 +50%未満

ファンドラップ^oの運用損益別顧客比率
(業態別、18年3月末・19年3月末基準)



凡例
 -50%未満 -50%以上-30%以上 -30%以上-10%以上 -10%以上 0%以上 +10%以上 +30%以上 +50%以上
 -30%未満 -10%未満 0%未満 +10%未満 +30%未満 +50%未満

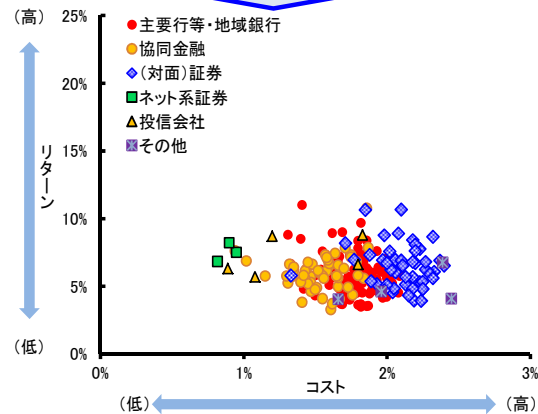
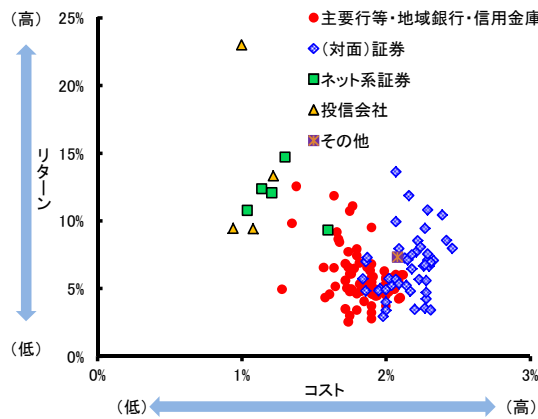
(注1) 上段: 基準日18年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(134先)の公表データを集計(単純平均)
 下段: 基準日19年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(226先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (注4) 協同金融にJAバンクを含む
 (資料) 金融庁

(注1) 上段: 基準日18年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計(単純平均)
 下段: 基準日19年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (資料) 金融庁

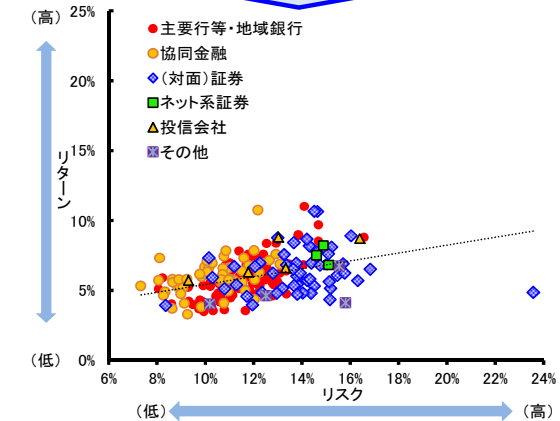
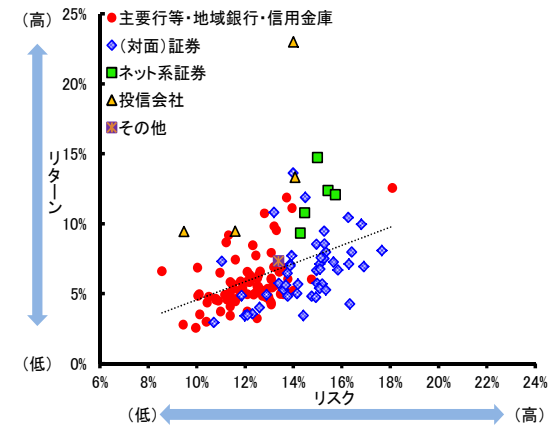
2. 共通KPI – (2)投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

業態別の傾向としては、ネット系証券や直販の投信会社では、低コスト・高リスクで高リターンを、協同金融では、低コスト・低リスクで全業態平均的なリターンを確保。

各販売会社における投資信託のコスト・リターン
(18年3月末・19年3月末基準)



各販売会社における投資信託のリスク・リターン
(18年3月末・19年3月末基準)

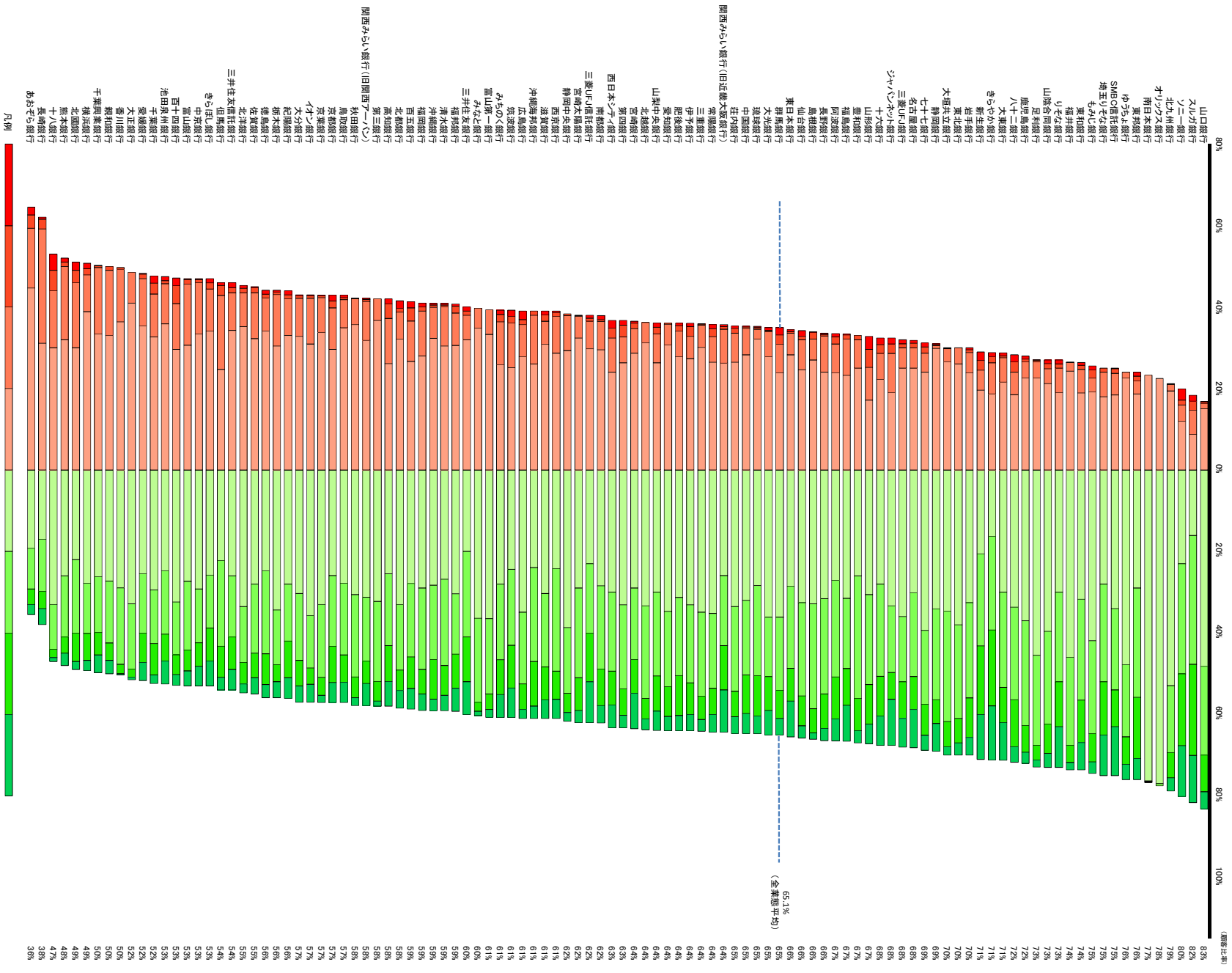


(注1) 上段: 基準日18年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(135先)の公表データを集計(単純平均)
下段: 基準日19年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(222先)の公表データを集計(単純平均)
(注2) 主要行等には、主要メガ系信託を含み、協同金融にJA/バンクを含む。また、その他はIFA、保険会社等
(注3) コストは、販売手数料率(税込)の1/5と信託報酬率(税込)の合計値
リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(資料) 金融庁

(注1) 上段: 基準日18年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(134先)の公表データを集計(単純平均)
下段: 基準日19年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(222先)の公表データを集計(単純平均)
(注2) 主要行等には、主要メガ系信託を含み、協同金融にJA/バンクを含む。また、その他はIFA、保険会社等
(注3) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)
リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(資料) 金融庁

- 333(注4) 図の点線は回帰直線
(資料) 金融庁

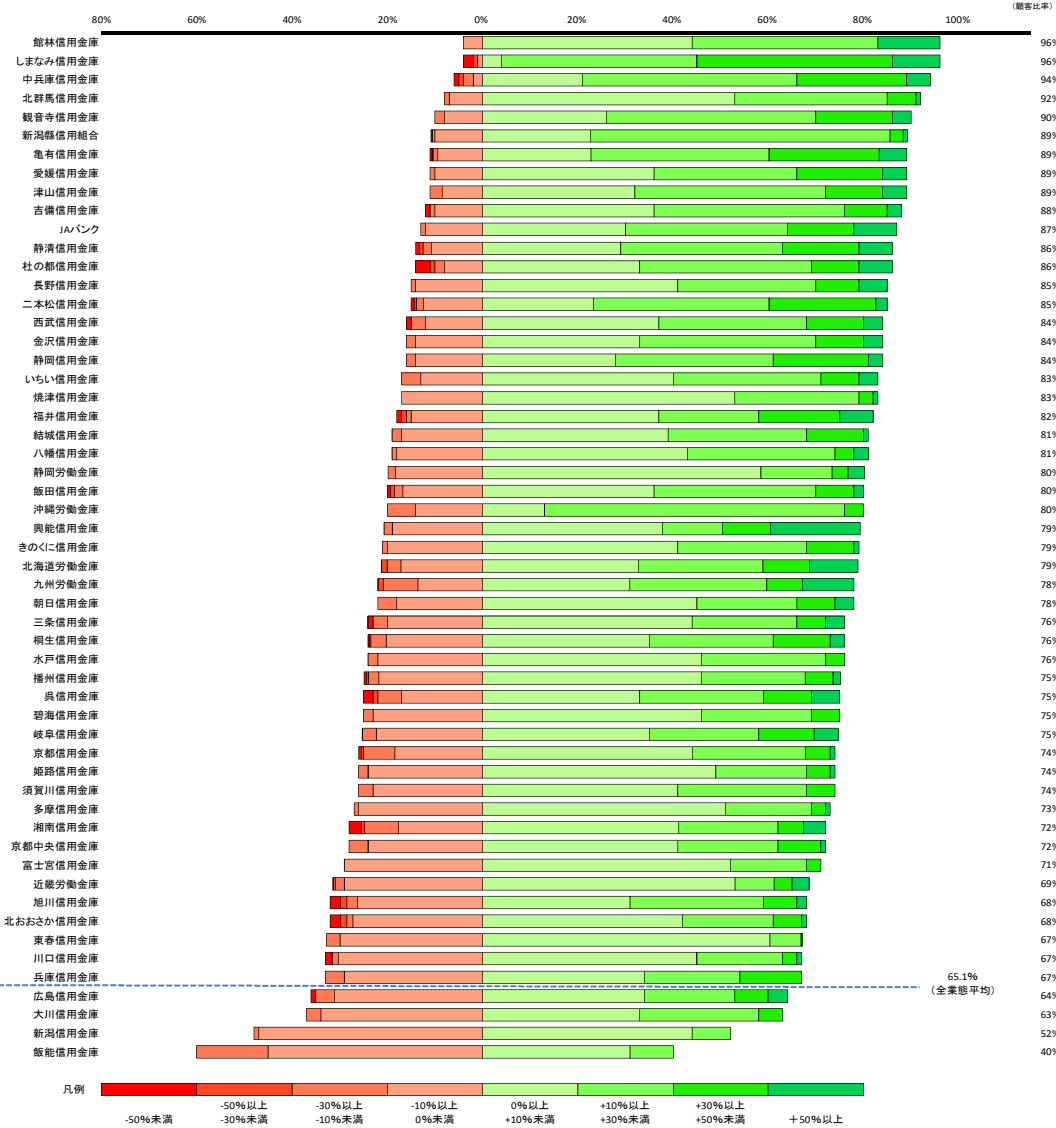
運用損益別顧客比率 (主要行等・地域銀行)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった主要行・地域銀行(106先)の公表データを集計
(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
(資料) 金融庁

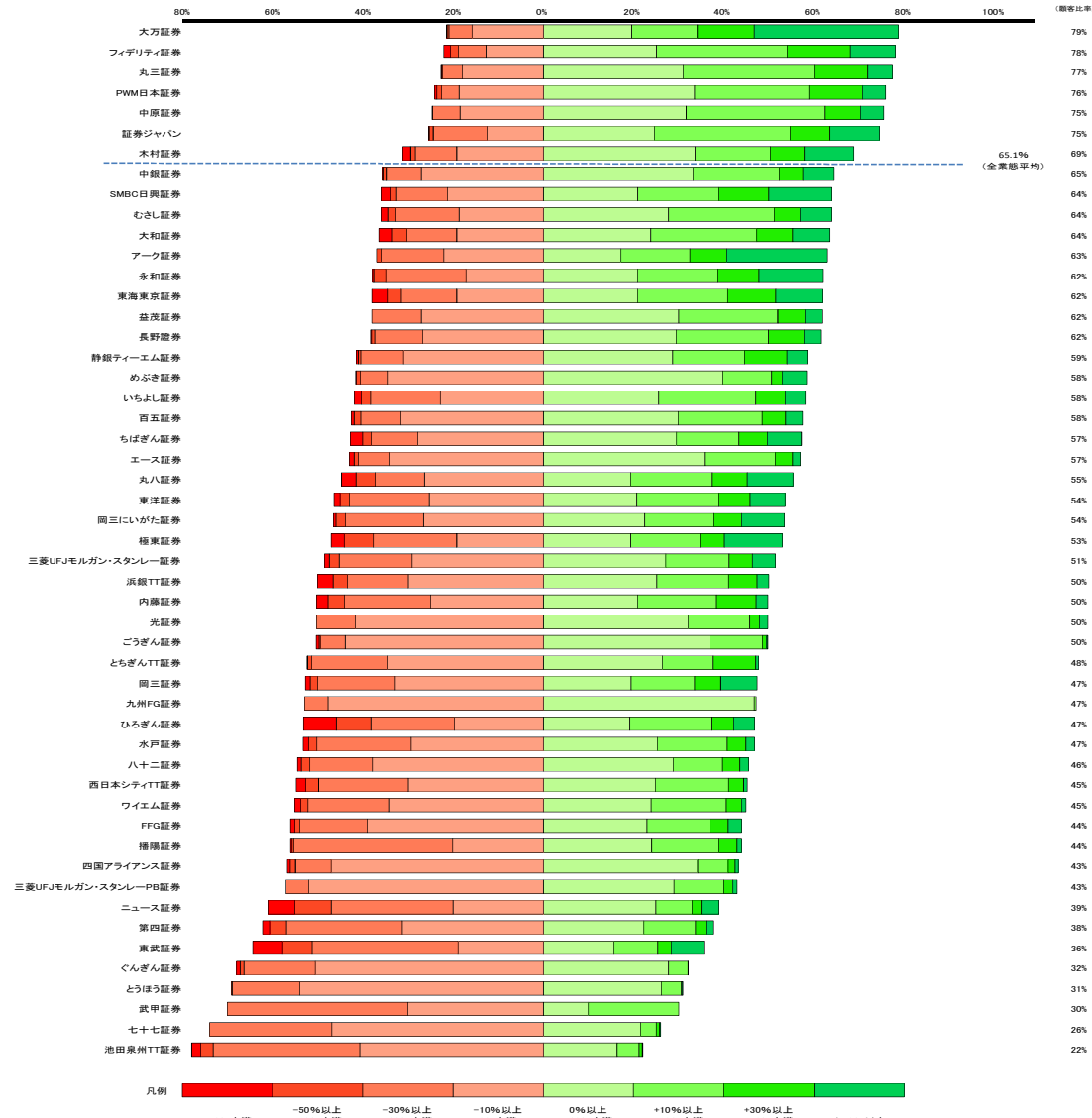
【参考】共通KPI – 運用損益別顧客比率 (投資信託-②)

運用損益別顧客比率 (投資信託) 協同金融 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった協同組織金融機関(55先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

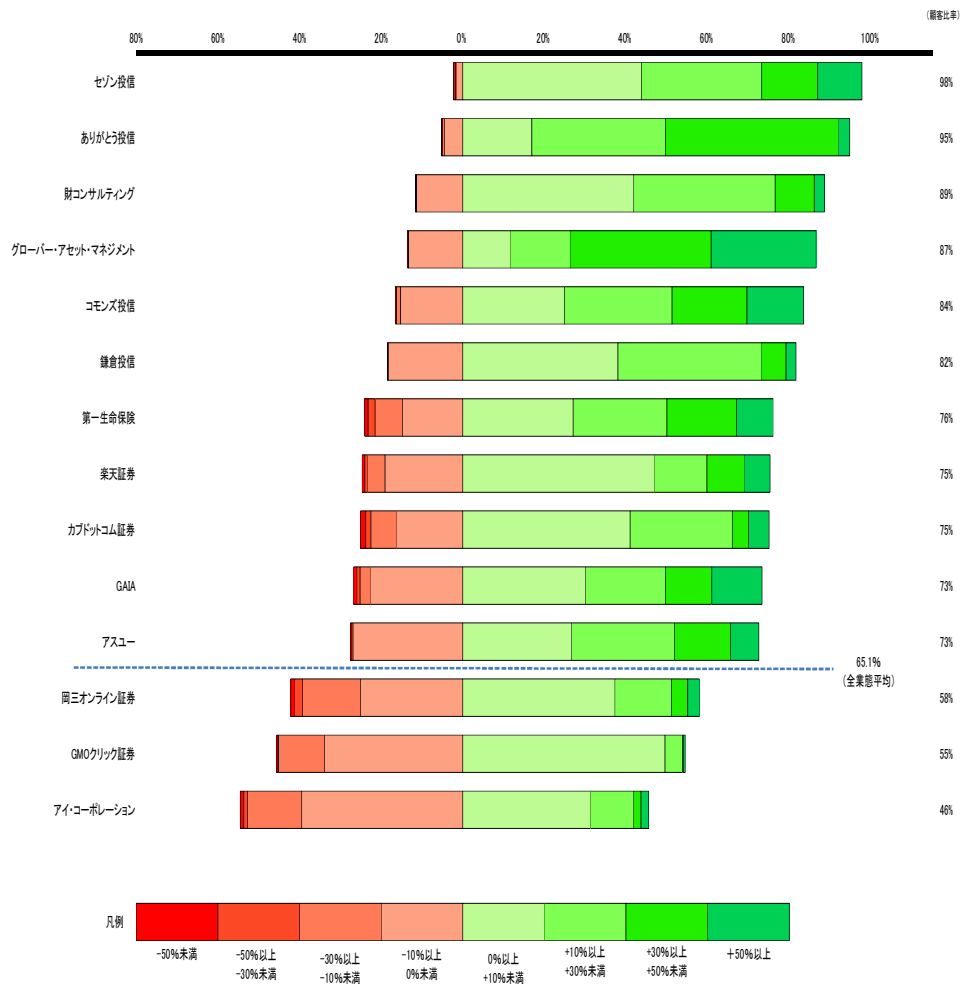
運用損益別顧客比率 (投資信託) 対面証券 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



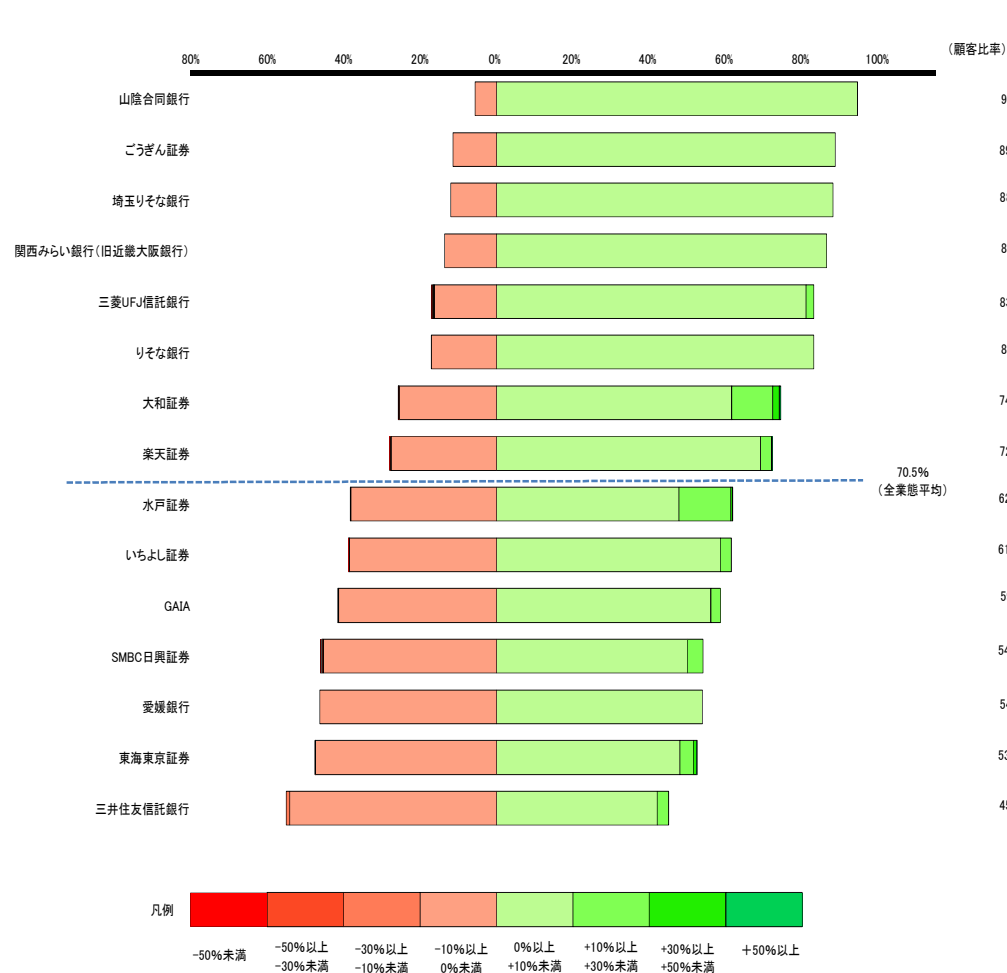
(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった証券会社(51先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

【参考】共通KPI – 運用損益別顧客比率 (投資信託③・ファンドラップ)

運用損益別顧客比率 (投資信託) その他事業者 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



運用損益別顧客比率 (ファンドラップ) (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(14先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

第11節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

2015年7月、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定・公表し、官民が一体となって、金融分野のサイバーセキュリティ強化に取り組んできたところ。

こうした中、デジタルイゼーションの加速的な進展、国際的な議論の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）の開催など、近年、金融機関を取り巻く状況が変化していること等を踏まえ、2018年10月、同方針をアップデートした。

2018事務年度においては、同方針に基づき、以下について重点的に取り組んだ（注）。

（注）各取組みの詳細は、2019年6月、「金融分野のサイバーセキュリティレポート」として公表。

1. デジタルイゼーションの加速的な進展を踏まえた対応

近年、金融機関を取り巻く環境は、デジタルイゼーションの加速的な進展による伝統的な金融機関のビジネスモデルの変革の動き、非金融のプレイヤーの参入などにより、大きく変化してきている。

こうした状況を踏まえ、2018事務年度においては、デジタルイゼーションの加速的な進展が金融サービスに与える影響等について把握・分析に取り組んだ。具体的には、ITベンダー等の外部有識者へのヒアリングを通じて知見を収集し、その後、大手金融機関等へのヒアリングを実施し、課題・リスク等への対応策等について把握・分析を行った。

ヒアリングの結果、大手金融機関では特にクラウドサービスやRPAなどの分野では相応に活用が進み、また、適切にリスクを管理するため、ノウハウ・専門人材の確保などを進めつつ、基本的には、これまでのサイバーセキュリティのフレームワークに沿ってセキュリティ対策を講じている状況が見られた。

デジタルイゼーションの進展による外部依存度の高まりにより、各社が構築していたセキュリティ対策の外側（サプライチェーン含む）に大きなリスクが生じる可能性があり、外部委託を含め委託内容に応じた適切な対策が求められる。一方で、あらゆるサイバー攻撃を事前に防御することは難しく、侵入されることを前提とした対策が重要である。

こうした共通課題は、業界団体との意見交換等を通じて、金融機関に対してフィードバックした。

2. 国際的な議論への貢献・対応

サイバー攻撃は、容易に国境を跨ぎ、その影響は金融システム全体に波及するおそれがあり、国際的にもサイバーセキュリティの確保は重要課題となっており、我が国も国際的な議論に参加・貢献してきている。

こうした中、G7財務大臣・中央銀行総裁会議では、2015年に「G7サイバーエキスパートグループ」(注)を設置し、サイバーセキュリティに関する議論を重ねてきた。2018年10月には、「脅威ベースのペネトレーションテスト」及び「サードパーティのサイバーリスクマネジメント」に関する基礎的要素を策定・公表した。

2019年6月には、複数の国の金融システムに大きな影響を及ぼすような大規模なサイバー攻撃が発生した際の当局間の情報共有態勢を確認するために、G7各国当局が共同で実施する初の合同演習が実施された。

(注) G7各国の財務省、中央銀行、金融監督当局が参加。

3. 2020年東京大会等への対応

2020年東京大会を見据え、金融分野の連携態勢を整備するため、関係省庁(内閣サイバーセキュリティセンター等)、日本銀行、業界団体、金融ISACやFISC等の関係団体との連携を一層緊密にし、金融分野の危機管理態勢の構築に取り組む必要がある。

このため、金融分野の各関係団体と連携し、大規模インシデントを含むサイバー一事業発生時における相互の情報連携ができるよう、2019年6月、「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」を立ち上げた。

4. 金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢の強化

2018事務年度は、サイバーセキュリティ対策を平時の対策・有事の対応の2つの観点から、これまでの実態把握等を通じて把握した業態毎の状況を踏まえ、金融機関等との対話や演習に取り組んだ。

(1) 平時のサイバー対策

ア. 中小金融機関等

これまで、地域金融機関を中心に、証券会社、保険会社等の幅広い業態にわたる200先を超える金融機関に対しサイバーセキュリティ対策に係る実態把握を実施してきた。

2018事務年度においては、地域銀行、信用金庫・信用組合及び証券会社等に対して実態把握を行うとともに、業界全体の底上げを図るために、協同組織中央機関・協同センター等との対話を実施した。また、従来目線である基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢の整備(注)を検証するとともに、新たな目線として、セキュリティインシデントの監視・分析状況や脆弱性診断の実施状況などについて踏み込んだ検証を行った。

(注) ①経営陣の取組み、②リスク管理の枠組み、③技術的対策等の対応態勢、④コンティンジェンシープランの整備と演習を通じた実効性確保、⑤サイバーセキュリティに関する監査。

実態把握の結果、地域銀行については前回実態把握時に取組みが遅れていた先を中心に実態把握を実施したが、当時の議論を踏まえて全般的に課題を解消し、経営陣も積極的に関与して取組計画を策定して進めており、自主的に強化を図っている状況が見られた。一方、脆弱性診断・ペネトレーションテストの実施状況については、金融機関自らが、セキュリティ診断業者に委託するなどして意識的に診断を実施しているのは一部に留まっており、実施基準も定められていないなど、その必要性が十分浸透していない状況であった。

信用金庫・信用組合については、2015年の「取組方針」の公表から既に3年が経過したにもかかわらず、業態内上位であってもリスク評価やインシデント対応といった基礎的態勢は依然として整備途上の段階に留まっていた。こうした状況を踏まえ、2020年東京大会までに適切なサイバーセキュリティ対策を完了させることを目標とし、業界団体等とも連携し、2019年3月までにサイバーセキュリティ対策の土台となるリスク評価・コンティンジェンシープランの策定を完了させるよう要請した。また、アンケートを通じて実施状況を確認するとともに未実施先に対してフォローアップを実施した。さらに、アンケート等を活用し、各信用金庫・信用組合のリスクプロファイルを把握した上で、特に取組みが遅れている先に対して、リスクベースで対象先を増やした実態把握により直接的に取組加速を要請した。こうした取組みを通じて、大部分の信用金庫・信用組合がリスク評価、コンティンジェンシープランの策定を完了したが、サイバーセキュリティ対策の実効性を確保する脆弱性診断・ペネトレーションテストを実施しているのは一部に留まっており、その必要性が浸透していない状況であった。

証券会社等については、中小・地域証券会社、FX業者、PTS業者、投資運用業者等に対して実態把握を行った。経営陣のリスク認識が高い先は、経営陣も積極的に関与して取組計画を策定し、自主的に強化等を図っている。一方、信用金庫・信用組合同様、多くの先ではリスク評価の実施やコンティンジェンシープランの策定といった基礎的態勢は整備途上の段階にある。基幹システムとネットワーク環境とを分離していることに安心して、サイバーセキュリティのリスク評価とその結果明らかになる脅威への対策が停滞している先がみられた。

イ. 大手金融機関

我が国金融システムの中核を担う3メガグループを中心に、これまで定期的な対話を通じて、継続的に議論を重ねてきた。

2018事務年度においては、3メガバンクでは、米大手行の最先端の取組みやグローバルな動向を念頭に、定期的な対話を通じて、サイバー対策のもう一段の高度化の状況を確認した。また、3メガ以外の大手金融機関

(大手証券、大手生損保、ゆうちょ銀行)については、対応能力のもう一段の引き上げを促すために、業界内・他業態との比較分析等を行った。

(2) 有事のサイバー対策

ア. 中小金融機関等

中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、2018年10月、3回目となる「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta WallⅢ)(注)を実施した。本演習には、昨今の脅威動向を踏まえ、新たな業態としてFX業者、暗号資産(仮想通貨)交換業者を追加し、105社(約1,400名)が参加した。(別紙1参照)

事後評価を重視した本演習を通じて、参加金融機関の多くがコンティンジェンシープラン等の見直しや社内外の情報連携の強化に向けた対応を実施するとしており、演習を通じて対応態勢の改善が図られている。一方、業界全体の傾向として、例えば、インシデント対応における委託先との連携や顧客対応等が不十分な先が多い、インシデント対応に必要な人員が確保できていないといった課題が見られた。

(注) Delta Wall : サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta) + 防御(Wall)。

イ. 大手金融機関

大手金融機関については、G7諸国の当局が連携して実施する合同演習に参画するなど、大規模なインシデントに対する我が国金融システム全体の対応能力の向上に取り組んだ。また、海外大手金融機関のベストプラクティスや国際的な動向を踏まえ、対応能力のより一層の高度化を図る観点から、「TLPT(脅威ベースのペネトレーションテスト)」(注)等の高度な評価手法を活用・促進した。

(注) 金融機関に対する脅威動向の分析を踏まえて作成した攻撃シナリオに基づく実践的な侵入テスト。

5. 情報共有の枠組みの実効性向上

金融機関の取組みを向上させ、金融業界全体のサイバーセキュリティを強化していくためには、金融機関自身の取組みである「自助」、金融庁等の当局の支援である「公助」だけではなく、金融機関同士で情報共有・分析を行う「共助」が非常に有効となる。

これまで、一般社団法人金融ISAC(以下、「金融ISAC」という。)等の情報共有機関を活用した「共助」の意義について、機会を捉えて金融機関に周知してきたところ、金融ISACの加盟金融機関数は着実に増加してきている(2019年5月末時点で正会員382社)。(別紙2参照)

他方、中小金融機関にとっては、金融 ISAC の加盟が地理的・人的・金銭的に難しいとの意見があることも踏まえ、FISC が開催している「サイバーセキュリティワークショップ」に当庁からも講師を派遣し、地域連携の強化に取り組んだ（全国各地で 12 回開催し、241 社（293 名）が参加）。

6. 金融分野の人材育成の強化

金融機関が、実効性のあるサイバーセキュリティ管理態勢を構築するためには、サイバーセキュリティに係るリスクを、組織全体での対応が必要なビジネスリスク・コーポレートリスクとして認識し対策を進めることが極めて重要であり、そのためには経営層の意識改革が不可欠である。

そのため、2018 事務年度においては、財務（支）局とも連携し、金融機関の経営層向けセミナー等を各財務局において開催し、地域金融機関の経営層の意識改革を促した。



◆ 金融庁では、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、昨年10月、3回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(通称:Delta Wall(※)Ⅲ)を実施

(※)Delta Wall: サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta)+防御(Wall)

参加金融機関数

業態	地銀	第二地銀	外銀	信金	信組	労金	証券	FX	生保	損保	貸金	仮想通貨	合計
参加金融機関数	10	10	2	20	20	4	10	5	5	5	5	9	105

(※)業態別参加者数:延べ約1,400名が参加。うち約9割の金融機関で経営層が参加

Delta Wall の特徴

- システム部門だけでなく、経営層や多くの関係部署(企画部門、広報部門等)も演習に参加できるよう、**自職場参加方式**で実施(⇔会場集合方式)
- 民間**専門家の知見**や**攻撃の実例**を参考にしつつ、金融機関が陥りやすい弱点が浮き彫りとなり、参加者に「**気づき**」を得てもらうことが可能となるようなシナリオを設計
- 単に演習シナリオをクリアすることが目的ではなく、参加金融機関自身がPDCAサイクルを回しつつ、対応能力の向上を図れるよう、具体的な改善策を示すなど、**演習の事後評価(結果評価)を重視**
- 演習の結果判明した一般的な傾向や具体的な弱点項目等は、参加金融機関だけでなく協会等を通じて**業界全体にフィードバック**

演習シナリオの概要

- 共通シナリオだけでなく、業務特性を反映した**業態毎のシナリオ**で実施
- 地銀・第二地銀については、業界の成熟度を踏まえ、より実践的な(シナリオ骨子を事前開示しない)**「ブラインド形式」**を採用

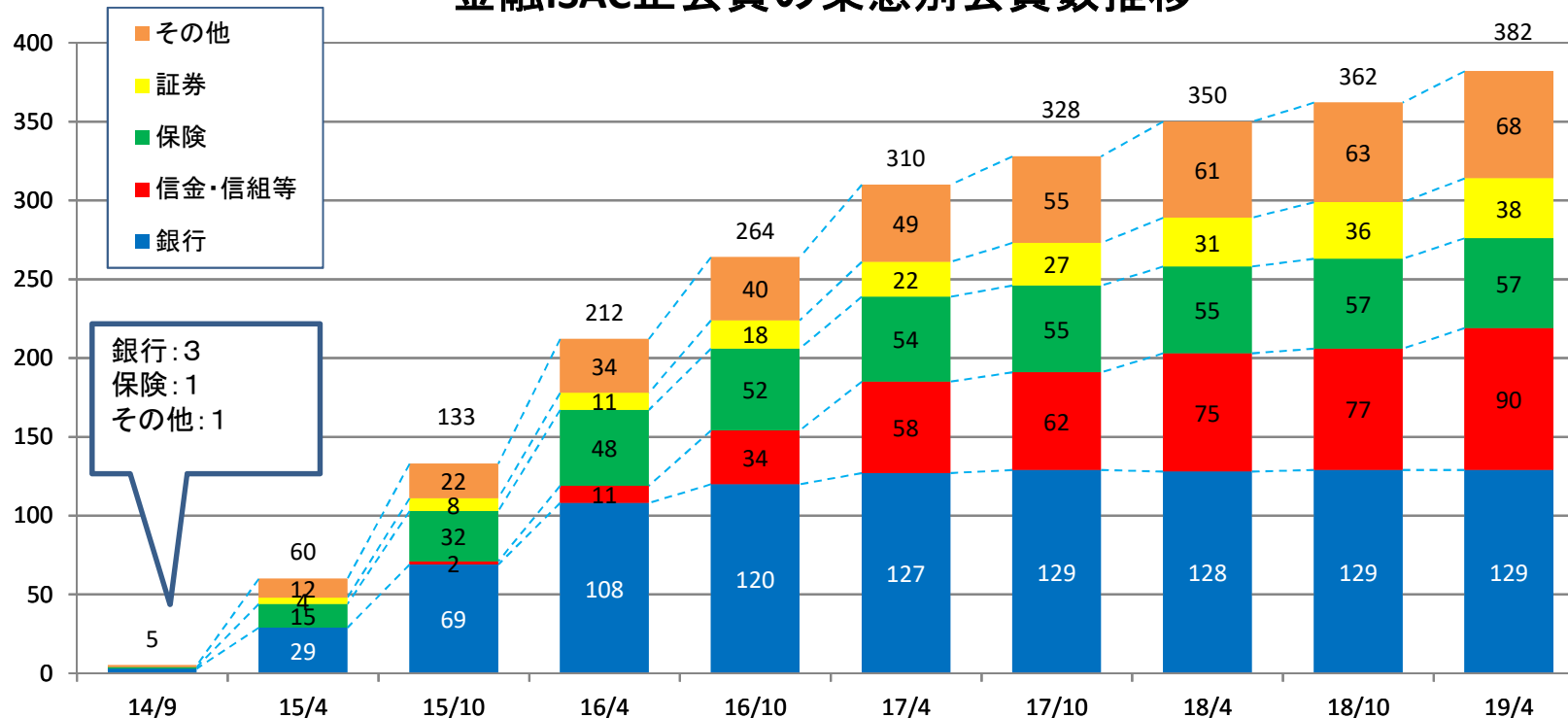
業態別の演習シナリオ				
業態	業態別シナリオ	演習形式	共通シナリオ	演習形式
地方銀行・第二地方銀行	共同利用型システムの試験環境へのマルウェア感染	ブラインドシナリオ形式	-	-
信用金庫・信用組合 ・労働金庫	Webサイトの改ざんによる顧客の外部サイト誘導	オープンシナリオ形式	(共通) 外部不正サイトへの誘導によるマルウェア感染及び、それ起因した顧客情報漏洩	オープンシナリオ形式
証券会社・FX業者・外国銀行・貸金業者	オンラインサービスログインページへのDDoS攻撃	オープンシナリオ形式		
生命保険会社 ・損害保険会社	代理店を跨ぐランサムウェア感染の拡大	オープンシナリオ形式		
仮想通貨交換業者	標的型メール攻撃に起因した顧客情報漏洩	オープンシナリオ形式	-	-



金融ISACへの加盟状況

➤ 参加金融機関は382社(2019年5月31日時点)

金融ISAC正会員の業態別会員数推移



【出典: 金融ISACホームページ(2019年5月31日現在)を元に加工】

✓ サイバーセキュリティ2019 (2019年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部)
 金融庁において、金融機関に対し、「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。

第 12 節 「明治」150 年関連シンポジウムの開催（別紙 1 参照）

平成 30 年 7 月 27 日

金融庁

「明治 150 年」関連シンポジウムの開催について

平成 30 年(2018 年)は、明治元年(1868 年)から起算して満 150 年に当たります。明治以降、近代国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていきました。近年、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎えており、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なるところもあることから、この時期に、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることです。こうした基本的な考え方を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、民間団体は、具体的な関連施策に積極的に取り組んでいくこととされています。

この一環として、金融庁は明治時代の金融制度が果たした役割をテーマとしたシンポジウムを開催します。

(開催案内チラシは[こちら](#)をご覧ください。)

1. 日時

平成 30 年 9 月 6 日(木) 14:00~16:40(開場 13:15)

2. 会場

中央合同庁舎 7 号館東館 3 階講堂

3. 定員

400 名(申込先着順)

4. プログラム(予定)

14:00~ 冒頭挨拶等

14:10~ 講演者からの報告

- ▶ 宮本 又郎 氏「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」
- ▶ 米山 高生 氏「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」
- ▶ 小林 延人 氏「明治維新时期の金融制度設計と商人の対応」

15:40~ 休憩

15:50~ コメンテーターによるコメント、講演者からの回答

- ▶ コメンテーター：吉野 直行 氏

16:20~ 参加者との質疑応答

16:40 閉会

5. コメンテーター、講演者

(コメンテーター)

■吉野 直行 氏 (アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター顧問)

(講演者)

■宮本 又郎 氏 (大阪大学名誉教授、大阪企業家ミュージアム館長)

■米山 高生 氏 (東京経済大学経営学部教授、一橋大学名誉教授、金融庁金融行政モニター委員)

■小林 延人 氏 (首都大学東京経済経営学部准教授)

6. 申込み方法

- ・ 郵送：御名前、会社、団体名等、郵便番号、住所、電話番号をご記入の上、下記のお問い合わせ先までお送りください。
 - ・ メール：meiji150@fsa.go.jpまで御名前、会社・団体名等、ご連絡先（Eメールアドレス）を明記の上、ご連絡ください。
- ※申込みは先着順とし、定員を超えた場合には、お断りの連絡を差し上げます（申込みを行った方で連絡がなかった方は、参加いただけません。）。

7. 申込み締切日

平成 30 年 8 月 30 日（木）

(参考)

明治 150 年関連施策 特設ページ(<https://www.fsa.go.jp/kouhou/meiji/index.html>)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総合政策局総務課調整係

(内線 3760、3146)

参加
無料

「明治150年」 関連シンポジウム



～明治時代の金融制度が果たした役割～

平成30年9月6日(木) 14:00～16:40
(開場 13:15)

- ◆場所：中央合同庁舎7号館東館3階講堂
- ◆定員：400名(申込先着順)

◆プログラム

- 14:00～ 主催者からの開会挨拶
- 14:10～ 講演者からの報告
 - ▶宮本 又郎 氏「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」
 - ▶米山 高生 氏「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」
 - ▶小林 延人 氏「明治維新时期の金融制度設計と商人の対応」
- 15:40～ 休憩
- 15:50～ コメンテーターによるコメント、講演者からの回答
 - ▶コメンテーター：吉野 直行 氏
- 16:20～ 参加者との質疑応答
- 16:40 閉会

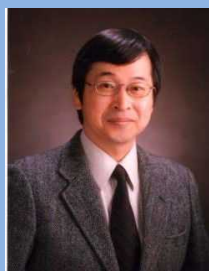
◆コメンテーター、講演者



(コメンテーター)
吉野 直行 氏
・アジア開発銀行研究所所長
・慶應義塾大学名誉教授
・金融庁金融研究センター顧問



(講演者)
宮本 又郎 氏
・大阪大学名誉教授
・大阪企業家ミュージアム館長



(講演者)
米山 高生 氏
・東京経済大学経営学部教授
・一橋大学名誉教授
・金融庁金融行政モニター委員



(講演者)
小林 延人 氏
・首都大学東京経済経営学部准教授



◆会場のご案内

中央合同庁舎7号館東館3階講堂

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

銀座線虎ノ門駅新連絡口11番出口直結、千代田線霞ヶ関駅A13番出口徒歩5分

※金融庁(西館)ではなく、文部科学省や会計検査院のある建物(東館)ですご注意ください。

※専用の駐車場はありません。公共交通機関によりお越しください。



◆お申込方法

- ・郵送: 御名前、会社・団体名等、郵便番号、住所、電話番号をご記入の上、下記のお問い合わせ先までお送りください。
- ・メール: meiji150@fsa.go.jpまで御名前、会社・団体名等、ご連絡先(Eメールアドレス)を明記の上、ご連絡ください。

※申込みは先着順とし、定員を超えた場合には、お断りの連絡を差し上げます(申込みを行った方で連絡がなかった方は、参加いただけます。)

※詳細は、金融庁「明治150年」関連シンポジウムページ (<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180727-2.html>) をご覧ください。

お申込み締切日
平成30年8月30日(木)

参加お申込みに関するお問い合わせ
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1
中央合同庁舎第7号館
金融庁総合政策局総務課調整係
TEL: 03-3506-6000(内線3710、3146)